

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成20年6月1日
(第24期) 至 平成21年5月31日

日本オラクル株式会社

(E05027)

第24期（自平成20年6月1日 至平成21年5月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本オラクル株式会社

目 次

	頁
第24期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	11
3 【対処すべき課題】	12
4 【事業等のリスク】	13
5 【経営上の重要な契約等】	16
6 【研究開発活動】	18
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	20
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【自己株式の取得等の状況】	45
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	46
5 【役員の状況】	47
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	52
第5 【経理の状況】	58
1 【連結財務諸表等】	58
2 【財務諸表等】	59
第6 【提出会社の株式事務の概要】	113
第7 【提出会社の参考情報】	114
1 【提出会社の親会社等の情報】	114
2 【その他の参考情報】	115
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	116
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月28日

【事業年度】 第24期(自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠 藤 隆 雄

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03 (6834) 6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野 坂 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03 (6834) 6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野 坂 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月		平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月
売上高	(百万円)	83,209	91,564	100,767	114,112	115,788
経常利益	(百万円)	28,797	32,206	37,190	39,130	39,030
当期純利益	(百万円)	16,989	18,988	22,134	23,057	22,740
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)	—	—	—	—	—
資本金	(百万円)	22,131	22,144	22,214	22,282	22,290
発行済株式総数	(株)	128,194,662	127,016,371	127,052,471	127,087,571	127,091,571
純資産額	(百万円)	77,468	78,714	81,463	83,153	84,079
総資産額	(百万円)	107,049	110,917	116,839	119,042	118,699
1株当たり純資産額	(円)	609.77	619.72	640.67	652.44	658.13
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	140 (60)	150 (60)	164 (64)	173 (70)	170 (70)
1株当たり当期 純利益金額	(円)	133.51	149.51	174.24	181.47	178.94
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額	(円)	133.40	149.40	174.12	181.39	178.93
自己資本比率	(%)	72.4	71.0	69.7	69.7	70.5
自己資本利益率	(%)	21.6	24.3	27.6	28.1	27.3
株価収益率	(倍)	32.06	33.38	31.11	25.13	19.00
配当性向	(%)	104.9	100.3	94.1	95.3	95.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16,006	22,216	23,829	22,815	26,169
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,747	△8,067	△6,357	14,202	△18,680
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△18,945	△17,666	△19,435	△21,477	△21,966
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	21,883	18,364	16,401	31,942	17,464
従業員数	(人)	1,481	1,530	1,712	2,135	2,226

(注) 1 当社は連結財務諸表は作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 純資産額の算定にあたり、第21期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和60年10月	日本市場における、リレーショナルデータベース管理システム「Oracle」をはじめとするソフトウェアプロダクトの販売及び当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を目的として、東京都新宿区に日本オラクル株式会社(資本金1,000千円)を設立。
平成2年10月	本格的な事業活動を開始
平成4年6月	大阪市西区に西日本事業所(現関西支社)を開設
平成5年7月	名古屋市中区に中部事業所(現中部支社)を開設
平成6年6月	東京都千代田区に本社を移転
平成6年6月	福岡市中央区に西部事業所(現九州支社)を開設
平成8年3月	東京都世田谷区に用賀オフィスを開設
平成8年8月	札幌市中央区に北海道支社を開設
平成9年2月	石川県金沢市に中部支社北陸営業所(現北陸支店)を開設
平成9年6月	株式の額面金額を1株50,000円から1株50円に変更するため形式上の存続会社日本オラクル株式会社(旧社名:オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社)と合併(注)
平成10年9月	セールス・フォース・オートメーション、サプライチェーン管理等を一体化し、全社データの一元的活用を可能とした「Oracle Applications リリース11 日本語版」を発売
平成11年2月	日本証券業協会に株式を店頭登録(資本金12,164,660千円)
平成12年4月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場(資本金22,127,910千円)
平成12年5月	仙台市青葉区に東北支社を開設
平成12年6月	Linuxオペレーティング・システムに対応したソフトウェアプロダクトの開発・販売およびサービスの提供を行う子会社ミラクル・リナックス株式会社を設立
平成12年7月	大阪市北区にトレーニングキャンパス大阪を開設
平成12年8月	沖縄県那覇市に沖縄支社(現沖縄支店)を開設
平成12年9月	インターネット技術を基盤とし、E-Business時代の企業活動のあらゆる局面で必要とされる機能を備えた「E-Business Suite 11i」を発売
平成12年10月	東京都渋谷区にトレーニングキャンパス渋谷を開設
平成13年1月	ブロードバンド、電子政府、B2Bといった市場に必要なとされる高度な性能を満たした「Oracle9i Application Server」を発売
平成13年10月	Real Application Clusters等の新機能を搭載したリレーショナルデータベース管理システムの「Oracle9i Database」を発売
平成14年8月	初期バージョンの性能、機能をさらに拡張した「Oracle9i Database」と「Oracle9i Application Server」から構成される、「Oracle9i Release 2」を発売
平成15年1月	新たな顧客コミュニケーション・チャネル「Oracle Direct」を設立
平成16年4月	エンタープライズ・グリッド・コンピューティングを実現する「Oracle10g」を発売
平成17年1月	広島県広島市に西日本支社広島営業所(現中国・四国支店)を開設
平成17年9月	企業システムにとって重要なセキュリティ等の機能をさらに強化したデータベース製品「Oracle Database 10g Release 2」を発売
平成18年6月	日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社のソフトウェア製品群「PeopleSoft」「Siebel」等の取扱いを開始
平成19年10月	増大するデータ処理に対応し、管理運用コストを低減させることができるデータベース管理ソフト「Oracle Database 11g」を発売
平成20年7月	日本BEAシステムズ株式会社のミドルウェア製品群の取扱いを開始(同社は平成20年7月1日付にて日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社に経営統合いたしました。)
平成20年7月	本社ビル「オラクル青山センター」が竣工
平成20年9月	東京都港区に本店移転

(注) 当社(合併前商号オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社 昭和57年2月27日設立、株式の額面金額50円)は、日本オラクル株式会社(昭和60年10月15日設立、株式の額面金額50,000円)の株式の額面金額を変更するため、平成9年6月1日を合併期日として、同社を吸収合併し、同社の資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎ、同日をもって商号を日本オラクル株式会社に変更しましたが、合併前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承いたしました。

したがって、実質上の存続会社は、被合併会社である日本オラクル株式会社でありますので、記載事項につきましては、特段の記述がない限り、合併前日までは実質上の存続会社について記載しております。なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社の期数を継承しております。

3 【事業の内容】

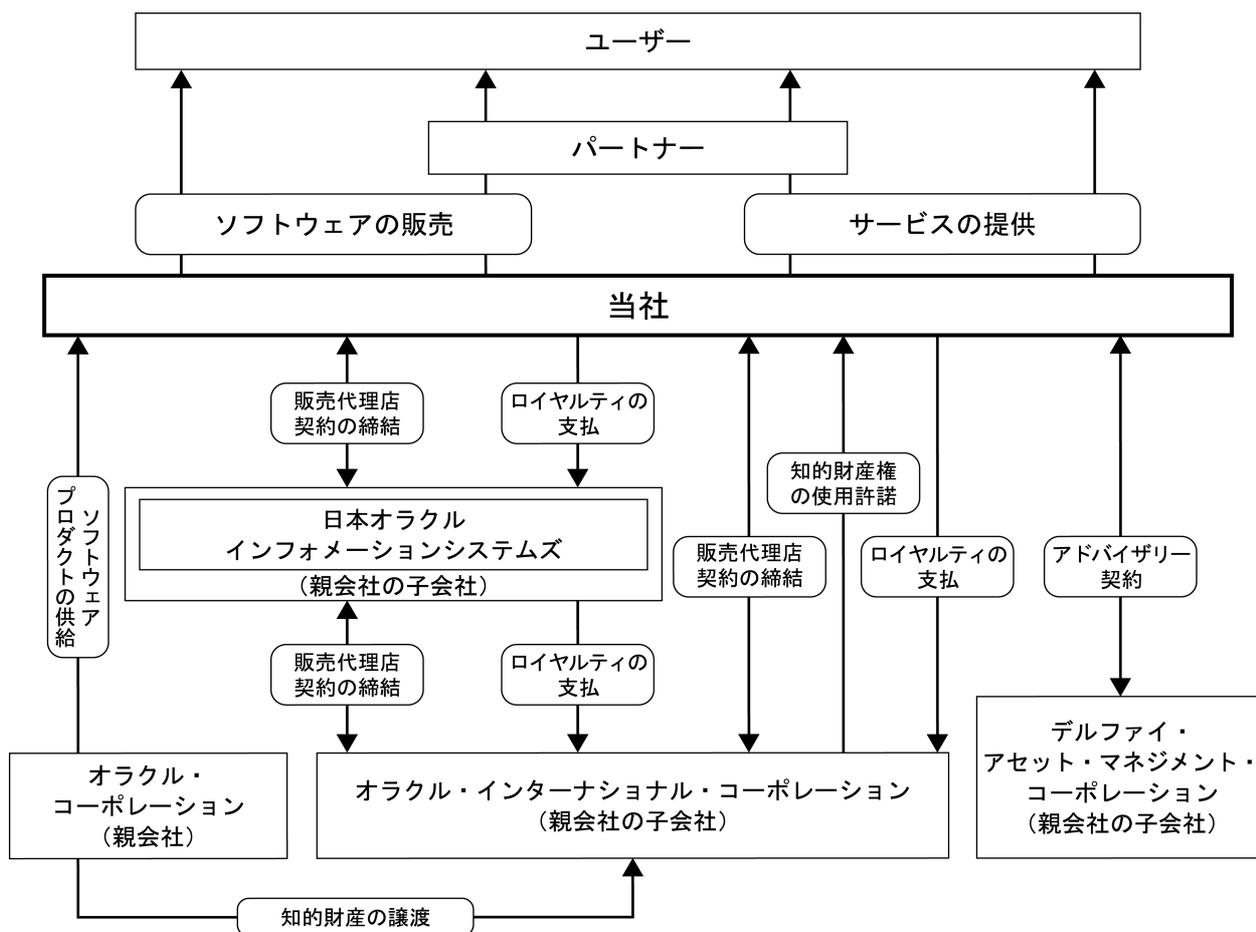
当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当企業集団は世界各地で、顧客の事業活動を支え成長を支援するリレーショナルデータベース管理システム、ミドルウェア、およびビジネス・アプリケーション等のソフトウェアプロダクトの販売ならびにこれらソフトウェアプロダクトの導入や利用を支援するための各種サービスの提供を行っております。

また、オラクル・インターナショナル・コーポレーションは、オラクル・コーポレーションから同社の保有するソフトウェア等の知的財産権を譲渡され、それら知的財産権の保有・管理業務ならびに当社を含むオラクル・コーポレーションの子会社との販売代理店契約の締結業務やライセンスの許諾業務等を行っております。デルファイ・アセット・マネジメント・コーポレーションは、オラクル・コーポレーションの子会社であり、オラクル・コーポレーションならびに同社のグループ会社に対して資金運用・管理サービスを提供しております。当社は同社とアドバイザー契約を締結し、同社の協力の下に高い安全性と適切な流動性の確保に万全を期した資金運用を行っております。日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社は、オラクル・コーポレーションによる買収製品のソフトウェアライセンスを保有しております。当社は、同社と相互に販売許諾契約を締結し、当該買収製品の販売ならびにこれら製品の利用を支援するための各種サービスの提供を行っております。

ソフトウェアプロダクトの研究開発は、オラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、オラクル・コーポレーションとの緊密な協力により、当社は新商品開発の初期の段階から参画することで、日本市場に適合した商品開発が行われております。また、主要なビジネス・アプリケーションである日本仕様の人事管理モジュールのように、当社が主体的に開発に関わった製品もあります。

当社は日本市場の特性についての知識と経験を活かし、このようにして開発されたソフトウェアプロダクトの日本における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を行っております。

〔事業系統図〕



なお、前期末において子会社であったミラクル・リナックス株式会社（平成12年6月設立、資本金4億円、前期末当社出資比率50.5%、Linuxオペレーティング・システムおよび関連製品・サービスの開発・販売等）は、当期に保有株式の大半を譲渡したため、子会社ではなくなりました。

各事業の内容および売上高構成比率は、次のとおりであります。

事業部門	事業内容	売上高構成比率(%)		
		第22期 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	第23期 (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)	第24期 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)
ソフトウェア関連				
データベース&ミドルウェア (注) 2	リレーショナルデータベース管理システム「Oracle Database」、ミドルウェア製品群「Oracle Fusion Middleware」および開発・管理用ソフトウェアの販売	41.8	35.7	30.0
ビジネス・アプリケーション	CRM(顧客情報管理)、EPM(企業パフォーマンス管理)、ERP(統合基幹業務管理) Industry Applications(業界特化型ソリューション)等を提供するOracle Applicationsの販売	5.3	5.6	5.0
ソフトウェアプロダクト小計		47.1	41.3	35.0
アップデート&プロダクト・サポート	ソフトウェアプロダクトの更新権の提供、一般的な製品サポート、ならびに潜在的な問題の事前回避を可能とする技術情報の提供	42.2	44.0	50.6
ソフトウェア関連計		89.3	85.4	85.6
サービス				
アドバンスド・サポート	アウトソーシングサービス「Oracle On Demand」や予防的サポート「Advanced Customer Services」等の高付加価値サービスの提供	1.5	1.8	2.5
エデュケーションサービス	技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザー向けのソフトウェアプロダクトの研修の実施	2.1	2.2	2.2
コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供	7.2	10.5	9.7
サービス計		10.7	14.6	14.4
合計		100.0	100.0	100.0

(注) 1 売上高構成比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

2 当期より部門名称を前期までの「データベース・テクノロジー」から変更しております。

4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容
(親会社) オラクル・コーポレーション (注) 1	米国カリフォルニア州	12,980 百万米ドル	ソフトウェアプロダクトの開発・販売及びこれらに付随するサービスの提供	75.1 (75.1)	当社は当該親会社が開発したソフトウェアプロダクトの日本における販売を担当し、これらに付随するサービスを日本において提供しております。 役員の受入4名
その他 3社(注) 2	—	—	—	—	—

(注) 1 当社の実質的な親会社であり、米国ナスダック証券取引所上場の継続開示会社であります。

2 これらの詳細については、「第7 提出会社の参考情報 1 提出会社の親会社等の情報」に記載のとおりであります。

3 議決権の被所有割合の()内は、間接被所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,226	36.4	6.0	8,875,951

(注) 1 上記従業員数は就業人員であり、他社からの出向社員(315名)、嘱託社員(1名)を含んでおります。なお、平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与には、他社からの出向社員は含めておりません。

2 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期における日本国内の経済環境は、年度後半において米国の金融危機に端を発する世界的な金融、経済不安により景気は急減速し、企業収益の減少に伴う設備投資の減少や雇用状態の悪化など厳しい状況となりました。

このような状況の中、当社は基礎となるデータベース、様々な情報システムを連携させるフュージョン・ミドルウェア、そして企業活動に必要な様々な機能を提供するビジネス・アプリケーションまでを一貫して提供できるソフトウェアベンダーとして、お客様のビジネス上の課題を解決し、成長を支援する製品やサービスを提供してまいりました。

平成20年9月には新本社ビル「オラクル青山センター」に事業拠点の集約を完了、経営効率の向上に注力しコスト削減に取り組んでまいりました。また、平成20年10月には、成長領域の市場開拓、お客様視点に立った営業体制の確立、製品事業の強化、販売パートナーとの連携の強化を目的として、全社的な組織変更を伴う改革に着手し、抜本的な営業体制の見直しと人的リソースの再配置を進めてまいりました。これら施策に基づき、現状の問題把握・課題の精査・優先順位を明確にするとともに、各責任者のもとアクション・プランを実行し、施策の実施とモニタリングを継続してまいりました。

このような経営活動の結果、当期の売上高は115,788百万円（前期比1,675百万円、1.5%増）、営業利益は38,877百万円（前期比146百万円、0.4%増）、経常利益は39,030百万円（前期比99百万円、0.3%減）、当期純利益は22,740百万円（前期比316百万円、1.4%減）となり、売上高、営業利益は過去最高となりました。

各部門別の営業の概況は次のとおりであります。

① ソフトウェア関連

ソフトウェア関連部門は、以下に記載の(i)ソフトウェアプロダクトおよび(ii)アップデート&プロダクトサポートの2部門で構成されます。

(i) ソフトウェアプロダクト

(A) データベース&ミドルウェア

データベース管理ソフトおよびミドルウェアの新規ライセンス販売を主力とする当部門では、BIによる企業や事業の業績の迅速な把握・情報可視化のニーズや、アプリケーション・サーバによるシステム間連携のニーズ等もあり、ミドルウェアは買収製品を中心に堅調に推移いたしました。また、コスト削減や売上増に直結する製品やソリューション、短期で導入効果を実感できるソリューションに対するお客様の高い関心はあったものの、景気の急減速による投資計画の見直しや中止の影響を受けました。

これらの結果、売上高は34,765百万円（前期比5,987百万円、14.7%減）となりました。

なお、当期より部門名称を「データベース・テクノロジー」より変更しております。

(B) ビジネス・アプリケーション

当部門では、ERP、CRM、EPM、PLMや業界に特化したソリューションを提供する製品をそろえ、企業の経営課題を解決し、成長を支援する様々なソリューションを提供できる体制を強化してまいりました。経営効率化やコスト削減、営業力強化に向けたIT投資への関心は高く、パッケージ導入によるコスト削減効果も訴求できたEPM、PLM、CRM等の案件は堅調に推移いたしました。景気の急減速による投資計画の見直しや中止による影響を受けました。

これらの結果、売上高は5,775百万円（前期比646百万円、10.1%減）となりました。

- * BI ビジネス・インテリジェンス
 企業内の膨大なデータを組織的かつ系統的に蓄積・集約・分類・検索・分析・加工し、
 経営上の意思決定に役立てる仕組み
- * ERP 統合基幹業務管理
- * CRM 顧客情報管理
- * EPM 企業パフォーマンス管理
- * PLM 製品ライフサイクル管理

(ii) アップデート&プロダクト・サポート

製品をご利用いただいているお客様に更新権や技術サポートの提供を行っている当部門では、厳しい経済環境において新規投資が抑制される中、既存の業務システムの運用を適正かつ安定的に継続していきたいというお客様のニーズを確実に取り込み、厳しい経済環境下においても、引き続き高い契約率と更新率を維持いたしました。さらに、新たな買収製品等の更新権や技術サポートの提供も加わったことで順調に推移いたしました。

これらの結果、当部門の売上高は58,549百万円（前期比8,286百万円、16.5%増）となりました。

以上により、ソフトウェア関連部門の売上高は99,090百万円（前期比1,652百万円、1.7%増）となりました。

② サービス関連

サービス関連部門は、以下に記載の(i)アドバンスト・サポート、(ii)エデュケーションサービス、(iii)コンサルティングサービスの3部門で構成されます。

(i) アドバンスト・サポート

当社が顧客の情報システムの保守・運用管理を行う「Oracle On Demand」ならびに個々の顧客に合わせた先進的かつ予防的なサポートを提供する「Advanced Customer Services」ともに、システムの安定的な稼働と運用負荷の軽減を実現でき、費用対効果も大きいことが顧客から評価され、着実に案件数を獲得し増収となりました。

これらの結果、売上高は2,915百万円（前期比813百万円、38.7%増）となりました。

(ii) エデュケーションサービス

Oracle Master等の資格取得は、現在の厳しい経済環境下において自らのスキルやキャリアアップを目指す技術者の関心が高く、売上高、資格取得者数ともに前期比増加傾向にあり、好調に推移いたしました。また、企業の経費削減の影響から、景気の悪化に伴う定期研修コースの受講等が減少いたしました。しかしながら、買収製品等の新しい研修プログラムの提供を継続し、インターネット経由で研修提供する「Oracle Live Virtual Class」の開始など企業の技術者育成需要の取り込みに注力してまいりました。

これらの結果、売上高は2,534百万円（前期比16百万円、0.6%減）となりました。

(iii) コンサルティングサービス

ビジネス・アプリケーション製品の主要な大規模プロジェクトの導入支援が終了したことや、ソフトウェアプロダクトの販売減の影響、景況感の悪化による投資見直しなどの影響を受けました。

これらの結果、売上高は11,247百万円（前期比774百万円、6.4%減）となりました。

以上により、サービス関連部門の売上高は16,697百万円（前期比23百万円、0.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、26,169百万円（前期比3,353百万円増）となりました。これは税引前当期純利益（38,615百万円）の計上、売上債権の減少（1,418百万円）、前受金の増加（1,253百万円）等によるキャッシュ・インの一方、法人税等の支払（16,057百万円）を行ったことなどによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、18,680百万円となりました（前期は14,202百万円の収入）。これはオラクル・コーポレーション（当社の親会社）の子会社であるOracle USA, Inc.への短期貸付け（25,515百万円）、有形固定資産（主として新本社ビル関連）の取得による支出（28,132百万円）等の資金需要に対し、有価証券の償還金を充当したことなどの結果であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、21,966百万円（前期比489百万円増）となりました。これは主に配当金の支払いによるものであります。

以上の結果、当期末における現金及び現金同等物は前期末と比べ、14,478百万円減少し、17,464百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

区分		当事業年度（第24期） （自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）	前期比(%)
アップデート&プロダクト・サポート	(百万円)	58,549	16.5
アドバンスト・サポート	(百万円)	2,915	38.7
エデュケーションサービス	(百万円)	2,534	△0.6
コンサルティングサービス	(百万円)	11,247	△6.4
合計	(百万円)	75,247	12.4

- (注) 1 金額は販売価額によっております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社の生産業務の内容は、アップデート&プロダクト・サポート、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注生産の占める割合が僅少なため、受注状況の記載を省略しております。

(3) 販売状況

事業部門		当事業年度（第24期） （自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）	前期比(%)
ソフトウェア関連			
ソフトウェアプロダクト			
データベース&ミドルウェア (注) 1	(百万円)	34,765	△14.7
ビジネス・アプリケーション	(百万円)	5,775	△10.1
ソフトウェアプロダクト小計	(百万円)	40,540	△14.1
アップデート&プロダクト・サポート	(百万円)	58,549	16.5
ソフトウェア関連計	(百万円)	99,090	1.7
サービス			
アドバンスト・サポート	(百万円)	2,915	38.7
エデュケーションサービス	(百万円)	2,534	△0.6
コンサルティングサービス	(百万円)	11,247	△6.4
サービス計	(百万円)	16,697	0.1
合計	(百万円)	115,788	1.5

- (注) 1 当期より部門名称を「データベース・テクノロジー」より変更しております。

2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度（第23期）		相手先	当事業年度（第24期）	
	金額(百万円)	割合(%)		金額(百万円)	割合(%)
—	—	—	日本電気㈱	12,143	10.5

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4 前事業年度においては、主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上である相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社は、親会社のオラクル・コーポレーションによる製品開発と買収による製品ラインナップ強化のもと、データベース、ミドルウェア、ビジネス・アプリケーションといった、企業活動に必要なソフトウェアを一貫してトータルで提供できる企業として、ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献することで「お客様に長期的に信頼される会社」の実現と新たな成長を目指しております。これらの実現に向けて、以下に掲げる施策の推進が重要な経営課題と認識しております。

- ① お客様視点にたった営業体制を強化・拡大し、また、製品群の「総合力」と個々の製品の「専門性」から構成されるソリューションの提供を強化することで、さらなる需要を創出する。
- ② パートナー企業と安定的な信頼関係の維持と事業戦略の共有により、協業体制をさらに強化し、お客様との関係をより深め、新たなビジネスを創出する。
- ③ 当社の強みであるトータルソリューションの価値をパートナー企業やお客様に正しく訴求できる、優秀な人材の確保と育成に努める。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績および財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、本項における将来に関する記載は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) オラクル・コーポレーションとの関係

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当社の今後の事業展開等は、同社の経営戦略等の影響を受ける可能性があります。

① オラクル・コーポレーションの製品・技術への依存

当社は、オラクル・コーポレーションの開発する製品を日本市場に提供しているため、同社の製品・技術に依存しております。従って、同社の新製品・更新版製品の投入が遅れた場合、重大な欠陥や瑕疵が存在した場合、製品やサービス等の提供ポリシー等が変更された場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

② ロイヤルティの料率および適用範囲の変更の可能性

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約、およびオラクル・コーポレーションの子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズと相互に販売許諾契約を結んでおり、これらの契約に基づき、オラクル・コーポレーションより日本市場向けに製品の供給を受け、その対価として当該製品の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーション、一部製品については日本オラクルインフォメーションシステムズに支払います。当該ロイヤルティの料率および適用範囲は、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。オラクル・コーポレーションから供給を受ける製品やサービスの内容等の変更、移転価格税制等により、料率または適用範囲が変更となった場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

③ Shared Service Center(シェアードサービスセンター)との関係

当社は、全世界のオラクル・グループの事務管理業務を統合・標準化したシェアードサービスセンターを利用し、経営の効率化を図っております。支払業務や受注業務等の経理業務を同センターに移管しておりますが、同センターの処理能力を超えた場合や、予期せぬ事象等により同センターが適切なサービスを提供できなかった場合等には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

④ 自然災害等によるシステム障害

オラクル・コーポレーションを中心に、オラクル・グループ全体における、システムの最適化および業務手続の統一化により、業務効率化を図るGSI (Global Single Instance) を推進しております。これに伴って、文書保存用のコンピュータ・サーバー、電子メール、購買・調達等様々な社内システムをオラクル・グループ各社と共有しております。日本国内のみならず、日本国外において地震等自然災害によって共有システムに障害等が生じた場合、当社の事業活動に支障が生じ、当社の経営成績および今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。こうした事態を想定し、当社独自の災害発生時の対処、復旧計画、データのバックアップ体制を構築、定期的に内容の見直しを実施するとともに、当社を含む全世界のオラクル・グループ共通のBusiness Continuity Management Program (事業継続マネジメントプログラム) を構築しています。

(2) 特定の売上項目への依存

当社の売上高のうち、リレーショナルデータベース管理ソフトウェア「Oracle Database」に代表される製品等から構成されるデータベース&ミドルウェア部門の売上高の占める割合が高いことが特徴です。当期における当部門の売上が、当社売上高に占める割合は、30.0%となっており、当部門の販売動向は当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(3) 間接販売(パートナーモデル)への依存

当社の製品は、主に、ハードウェアメーカーやシステムインテグレータ、独立系ソフト開発会社等のパートナー企業との協業によって、販売されております。当社の顧客は、製造業、流通業、金融業、通信業、サービス業、官公庁、教育機関など業種、業態を問わず多岐にわたっており、規模的にも大企業から小規模事業者まで広範囲となっております。当社では、これらの幅広い顧客ニーズにきめ細かく応えるため、パートナー企業を経由した間接販売に注力しており、ソフトウェアプロダクトにおける間接販売による売上高は、当期において大きな割合を占めております。従って、パートナー企業との安定的信頼関係の維持は、当社の将来にとって重大な意義を持ちます。例えば、パートナー企業との関係が悪化した場合、競合会社が当社のパートナー企業と戦略的提携を行った場合、パートナー企業の財政状態が悪化した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(4) プロジェクトの管理

当社は、顧客がソフトウェアプロダクトを導入する際に、導入計画、システム設計計画、システム運用等の顧客支援作業を行っております。品質、開発期間、採算の管理徹底等プロジェクト管理の強化を図っておりますが、顧客からの仕様変更や当初見積以上の作業の発生等によりプロジェクトの進捗が当初の計画から乖離した場合、追加費用の発生や納期遅延に伴う違約金が発生し、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(5) Oracle On Demand事業

当社が積極的に取り組んでいるOracle On Demand事業は、当社製品を導入している顧客のシステムが対象であり、当社が顧客に代行して、顧客システムの監視およびシステム管理業務を実施するものです。したがって、当社従業員、または当社の管理下にある社外要員の過失が原因となって、顧客のシステムを停止に追い込み、ひいては顧客業務の遅滞や機会損失が発生した場合、損害賠償等、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(6) 競争激化の可能性

当社が事業を展開する情報サービス産業は、競争が激しく、技術革新が急速に進展するため、業界や競合会社の動向によって、当社の経営成績および財政状態等は影響を受ける可能性があります。例えば、新規参入者を含めた競争激化による価格低下圧力の高まり、競合会社の競争優位な新製品の投入や競合会社同士の戦略的提携といった場合には、当社の競争力、市場占有率等に影響を与える可能性があります。

(7) 有価証券の保有リスク

当社は資金の管理・運用に際しては、当社が定める資金管理・運用規定（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、安全性、流動性の確保に万全を期しております。しかしながら、万一、運用先の金融機関の破綻や債券の債務不履行（デフォルト）、投資商品の元本割れ等が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) ストックオプション制度

当社は、取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施しております。平成21年5月31日現在、新株予約権の目的となる株式の数は合計で2,111,250株、発行済株式総数の1.7%に相当しております。これらのストックオプションが権利行使されれば、当社の1株当たりの株式の価値が希薄化する可能性があります。

(9) 将来の企業買収・合併

当社は、当社独自の事業戦略あるいは親会社のグローバルな事業戦略の一環で、将来、買収や合併を実施する可能性があります。これに伴い、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社の事業と統合出来ない可能性や、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との関係を維持出来ない可能性や買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性などがあります。このような事象が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(10) 情報管理

当社は、事業遂行に関連して、多数の個人情報や機密情報を有しています。これらの情報については、社内規程の制定、従業員への教育等管理を徹底しておりますが、予期せぬ事態により流出する可能性が皆無ではなく、このような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与えるとともに、その対応のための不測の費用負担や、損害賠償等により、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(11) 法的規制等

当社の事業遂行に際しては、様々な法律や規制の適用を受けております。当社は、これら法律、規制等を遵守すべく、社内体制の確立や従業員教育等に万全を期しておりますが、万一当社に対して訴訟や法的手続きが行われた場合には、多額の訴訟対応費用の発生や、損害賠償金の支払の可能性がります。このような場合、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの販売代理店契約

契約の名称	販売代理店契約
契約年月日	平成14年3月1日
契約期間	平成14年3月1日から開始し、原則としてオラクル・コーポレーションの当社に対する支配権に重大な変更がない限り、無期限に存続する。
契約相手先	オラクル・インターナショナル・コーポレーション (米国カリフォルニア州)
契約内容	① オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社をオラクル製品の日本市場における総代理店として任命する。 ② オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社に対して下記のライセンスを許諾する。 (a) オラクル製品を日本国内のエンドユーザーに販売促進、宣伝及び使用許諾する権利 (b) 日本国内において二次代理店を任命し、当該二次代理店にオラクル製品を使用許諾させる権利を許諾する権利 (c) オラクル製品を日本市場に適合させるために、プログラムのソースコードを修正する権利 (d) オラクル・インターナショナル・コーポレーションが権利を有する商標等を、オラクル製品を日本市場において販売促進、宣伝及び使用許諾する目的のために、使用する権利 ③ 当社は、オラクル製品の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払う。

- (注) 1 当社の取り扱うソフトウェアプロダクトは、プログラム等に関する権利・権原の移転を伴わず、著作権法に基づくプログラムを使用する権利を許諾するものであります。しかし、使用権許諾の期間が原則として無期限であること、かつ代金の支払が一時に行われることから、その経済的実態は物品等の販売に類似しております。従って法律的な権利関係を説明する場合など特段の事情が無い限りは、ソフトウェアプロダクトの取引を「販売」等と表現しております。
- 2 当社は、オラクル・コーポレーションが開発するソフトウェアプロダクトを主に販売しております。当社が販売する商品については「ソフトウェアプロダクト」という名称で統一しておりますが、オラクル・コーポレーションとの関係などを説明する箇所など、当該商品を特定する必要がある場合には、「オラクル製品」と記載しております。

(2) 販売の提携

A. オラクル・パートナー契約

当社は、システムインテグレータ等とオラクル・パートナー契約(販売代理店契約)を締結し、ソフトウェアプロダクトをエンドユーザーに頒布および再使用を許諾する権利を付与しており、主なものは以下のとおりです。

相手先	契約年月日	契約期間
(株)アシスト	平成16年4月1日	平成16年4月1日から2年間、以後1年毎に更新(更新中)(注)1
伊藤忠テクノソリューションズ(株) (注)8	平成18年12月1日	平成18年12月1日から1年毎に更新(更新中)(注)2
新日鉄ソリューションズ(株)	平成19年2月16日	平成19年2月16日から1年毎に更新(更新中)(注)3
東芝ソリューション(株)	平成19年3月1日	平成19年3月1日から1年毎に更新(更新中)(注)4
日本電気(株)	平成16年4月1日	平成16年4月1日から1年毎に更新(更新中)
日本ヒューレット・パカード(株)	平成18年11月1日	平成18年11月1日から平成19年5月31日まで、以後1年毎に更新(更新中)(注)5
日本ユニシス(株)	平成18年12月1日	平成18年12月1日から1年毎に更新(更新中)(注)2
日立電子サービス(株)	平成18年10月1日	平成18年10月1日から平成19年3月31日まで、以後1年毎に更新(注)6
日本オラクルインフォメーションシステムズ(株)	平成19年5月31日	平成19年6月1日から開始し、契約当事者の一方が30日前までに解約を申し込まない限り有効に存続(注)7

- (注) 1 平成19年10月1日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。
2 平成18年12月1日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。
3 平成19年2月16日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。
4 平成19年3月1日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。
5 平成18年11月1日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。
6 平成18年10月1日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。
7 平成19年8月13日付で改定後のオラクル・パートナー契約を締結しております。また、当社と日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社とは、相互にオラクル・パートナー契約(販売代理店契約)を締結しております。
8 相手先の合併に伴い、契約相手先が変更されております。

B. OEM契約

当社は、ハードウェアメーカーとOEM契約を締結し、ソフトウェアプロダクトを当該契約先のハードウェアシステムに搭載し、エンドユーザーに使用許諾する権利を付与しております。

相手先	契約年月日	契約期間
富士通(株)	平成4年10月30日	平成4年10月30日から1年毎に更新(更新中)

C. その他

新日鉄ソリューションズ株式会社との優先的提携関係の構築に関する合意書(平成16年5月31日締結)は、平成21年5月31日をもって契約を終了いたしました。

6 【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発したソフトウェアプロダクトの国内市場における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っていません。

ソフトウェアプロダクトの研究開発は、オラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、オラクル・コーポレーションとの緊密な協力により、当社は新商品開発の初期の段階から参画することで、日本市場に適合した商品開発が行われております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項における将来に関する記載は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表等の作成にあたっては、期末日における資産および負債、会計期間における収益および費用に影響を与えるような仮定や見積りを必要とします。過去の経験および状況下において妥当と考えられた見積りであっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

① 売上高

売上高は115,788百万円（前期比1,675百万円、1.5%増）となりました。

当期における売上の状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)「業績」」をご参照下さい。

② 営業利益および経常利益

売上原価は、買収製品等の売上の増加に伴いロイヤルティが増加し、また、サポート部門の人員増により人件費が増加いたしました。一方、コンサルティング部門の外注削減により業務委託費が減少し、また、本社ビルの完成に伴い賃借料が減少いたしました。この結果、売上総利益は64,964百万円（前期比47百万円、0.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社からの受入出向社員の増加やソリューション営業強化に伴う社内外コンサルティング業務の増加により、業務委託費が増加いたしました。この結果、営業利益は38,877百万円（前期比146百万円、0.4%増）となりました。

「有価証券利息」118百万円（前期比246百万円減）を営業外収益に計上したことなどにより、経常利益は39,030百万円（前期比99百万円、0.3%減）となりました。

③ 当期純利益

特別利益として前受金取崩益（294百万円）、本社移転費用引当金戻入益（194百万円）、特別損失として、事業構造改善費用（480百万円）、固定資産除却損（420百万円）等を計上しました。

以上の結果、当期純利益は22,740百万円（前期比316百万円、1.4%減）となりました。

(3) 財政状態の分析

① 資産および負債・純資産の状況

当期末における総資産は118,699百万円（前期末比343百万円減）となりました。

主として本社ビル関連する取得に係る支出により、流動資産は72,143百万円（前期末比25,192百万円減）となり、これに伴い、固定資産は46,555百万円（前期末比24,848百万円増）となりました。余剰資金については、従来円貨建債券で運用していましたが、当期において当該有価証券の償還金および売却代金については、一部を本社取得に伴う資金需要に充て、また昨今の金融環境を鑑みて、残額についてはOracle USA, Inc. への短期貸付け（円建元本37,015百万円）といたしました。この結果、前期末に49,456百万円の残高があった有価証券（流動資産）については、当期末には残高がありません。

負債は34,619百万円（前期末比1,269百万円減）、純資産は84,079百万円（前期末比925百万円増）となりました。この結果、自己資本比率は70.5%（前期末比0.8ポイントアップ）となりました。

② キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当期における設備投資の総額は29,111百万円であります。その主な内容は新本社ビル「オラクル青山センター」竣工による、土地、建物および附属設備等の取得であります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得および差入保証金の支払を含み、建設仮勘定の前期末残高からの振替額は含んでおりません。

2 【主要な設備の状況】

事業所	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
		建物	土地 （面積㎡）	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 （東京都港区）	統括業務施設 販売施設	16,437	26,057 (6,449)	1,635	64	44,194	2,057

- （注） 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。
2. 土地の面積は総敷地面積を記載しております。当該敷地に対する当社の持分割合は2,902,571分の1,984,560であり、持分面積は4,410㎡であります。
3. 上記の建物内に自社所有部分とは別に、賃借部分があり、当期の当該賃借料は783百万円（転貸部分を含む）であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年5月31日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (平成21年8月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,091,571	127,091,571	東京証券取引所 市場第一部	(注)2
計	127,091,571	127,091,571	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注)1	1,673個	1,655個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	167,300株	165,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,870円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日(平成14年10月1日)の属する月の前月(平成14年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注)1	1,855個	1,835個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	185,500株	183,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,931円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,931円 資本組入額 2,966円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注)1	1,858個	1,843個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	185,800株	184,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,583円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,583円 資本組入額 2,792円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二) 平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,234個	2,206個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	223,400株	220,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ホ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第2回分(平成18年3月23日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注)1	30個	30個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	3,000株	3,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,760円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,760円 資本組入額 2,880円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年3月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額5,760円は発行日(平成18年3月23日)の属する月の前月(平成18年2月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,659円と発行日の終値5,760円との比較により、5,760円としたものであります。

3 「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。

4 「(ニ)平成17年8月24日定時株主総会決議による第1回分(平成17年9月28日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(へ)平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注)1	2,250個	2,229個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	225,000株	222,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,490円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から 平成28年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 7,222円 資本組入額 3,611円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日(平成18年12月25日)の属する月の前月(平成18年11月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注)1	2,435個	2,401個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	243,500株	240,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,240円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から 平成29年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 6,725円 資本組入額 3,363円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(チ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年6月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注)1	340個	340個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	34,000株	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,679円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日から 平成29年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 5,572円 資本組入額 2,786円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年6月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,679円は発行日(平成20年6月30日)の属する月の前月(平成20年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,679円と発行日の終値4,330円との比較により、4,679円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成22年6月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成24年6月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 (ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,679円と新株予約権付与時における公正な評価単価893円を合算しております。

(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注)1	2,911個	2,864個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	291,100株	286,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,787円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月15日から 平成30年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 5,523円 資本組入額 2,762円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年9月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,787円は発行日(平成20年10月15日)の属する月の前月(平成20年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,787円と発行日の終値4,110円との比較により、4,787円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,787円と新株予約権付与時における公正な評価単価736円を合算しております。

(ヌ)平成20年8月22日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年12月23日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(注)1	50個	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	5,000株	5,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,819円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年1月15日から 平成30年12月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	発行価格 4,469円 資本組入額 2,235円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年12月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額3,819円は発行日(平成21年1月15日)の属する月の前月(平成20年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,819円と発行日の終値3,640円との比較により、3,819円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成23年1月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成25年1月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- 4 「(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,819円と新株予約権付与時における公正な評価単価650円を合算しております。

② 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ)平成11年8月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	196,950株	195,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,132円	同左
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 11,132円 資本組入額 5,566円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は権利付与日(平成11年10月1日)の属する月の前月(平成11年9月)の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割(1株:1.5株)の比率で調整した金額であります。

- 3 (1) 権利を付与された者(以下、「権利者」という)は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、②に繰り越すものとする。
- ② 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ)平成12年8月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	146,100株	143,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	28,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 28,205円 資本組入額 14,103円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日(平成12年10月1日)の属する月の前月(平成12年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日)の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成13年8月23日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	204,600株	201,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,780円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 11,780円 資本組入額 5,890円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

- 2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

- 3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年6月1日～ 平成18年5月31日 (注) 1	6,800	128,201,462	13	22,144	13	33,582
平成18年5月31日 (注) 2	△1,185,091	127,016,371	—	22,144	—	33,582
平成18年6月1日～ 平成19年5月31日 (注) 1	36,100	127,052,471	69	22,214	69	33,652
平成19年6月1日～ 平成20年5月31日 (注) 1	35,100	127,087,571	68	22,282	68	33,720
平成20年6月1日～ 平成21年5月31日 (注) 1	4,000	127,091,571	7	22,290	7	33,728

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	67	39	725	302	31	44,932	46,097	—
所有株式数 (単元)	2	96,824	4,946	8,537	1,003,398	57	151,166	1,264,930	598,571
所有株式数 の割合(%)	0.0	7.6	0.4	0.7	79.3	0.0	12.0	100.0	—

(注) 1 自己株式3,592株は、「個人その他」に35単元および「単元未満株式の状況」に92株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ22単元および50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク (常任代理人 日興コーディアル証券株式会社)	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A. (東京都千代田区丸の内3丁目3番1号)	94,967	74.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8番11号	3,488	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	港区浜松町2丁目11番3号	2,145	1.7
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8番12号晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟	2,109	1.7
野村信託銀行株式会社(投信口)	千代田区大手町2丁目2番2号	622	0.5
ノムラルクスマルチカレンシアトラ クトデビジャパンストック818512	GBL FD MNGMNT SA BATIMENT A-33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HESPERANGE LUXEMBOURG	300	0.2
日本オラクル社員持株会	港区北青山2丁目5番8号オラクル青山セ ンター	223	0.2
インベスターズバンクウェストトリ ーティ	200 CLARENDON STREET P.O. BOX9130, BOSTON, MA 02117-9130, U.S.A.	221	0.2
ガバメントオブシンガポールインベ ストメントコーポレーションピーリ ミテッド	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE 068912	209	0.2
ジェーピーエムシービーオムニバス ユーエスペンショントリートイー ジャスデック380052	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY10017, U.S.A.	202	0.2
計	—	104,488	82.2

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,328千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,136千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,104千株
野村信託銀行株式会社	622千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,489,500	1,264,895	—
単元未満株式	普通株式 598,571	—	—
発行済株式総数	127,091,571	—	—
総株主の議決権	—	1,264,895	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株(議決権の数22個)含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本オラクル株式会社	東京都港区北青山2丁目 5番8号	3,500	—	3,500	0.0
計	—	3,500	—	3,500	0.0

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を付与する方式によるもの、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるもの、ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

- ①旧商法第280条ノ19の規定に基づき、当社取締役および当社従業員に対して新株引受権を付与することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ)平成11年8月25日定時株主総会決議

決議年月日	平成11年8月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役(社外取締役を除く)9名、従業員1,281名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数(株)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会の終結時に在任する当社取締役のうち9名および平成11年7月13日現在の当社従業員名簿に記載されている従業員のうち1,281名(ただし、本議案にかかる新株引受権付与契約締結日において従業員であるものに限る)。
2 その他細目については、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する付与契約に定めております。

(ロ)平成12年8月24日定時株主総会決議

決議年月日	平成12年8月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役(社外取締役を除く)9名、従業員1,410名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会の終結時に在任する当社取締役のうち9名および平成12年8月1日現在の当社従業員名簿に記載されている従業員のうち1,410名(ただし、本議案にかかる新株引受権付与契約締結日において従業員であるものに限る)。
2 その他細目については、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する付与契約に定めております。

(ハ)平成13年8月23日定時株主総会決議

決議年月日	平成13年8月23日
付与対象者の区分及び人数	取締役(社外取締役を除く)6名、従業員1,564名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会の終結時に在任する当社取締役のうち6名および平成12年8月1日現在の当社従業員名簿に記載されている従業員のうち1,564名(ただし、本議案にかかる新株引受権付与契約締結日において従業員であるものに限る)。
2 その他細目については、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する付与契約に定めております。

②旧商法第280条ノ20および280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議

決議年月日	平成14年8月21日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成14年9月24日取締役会決議) 当社の取締役(社外取締役を除く)6名 当社の従業員1,553名 第2回発行分(平成14年11月19日取締役会決議) 当社の従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) その他細目については、平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議

決議年月日	平成15年8月21日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成15年9月24日取締役会決議) 当社の取締役(社外取締役を除く) 3名 当社の従業員 1,400名 第2回発行分(平成16年1月9日取締役会決議) 当社の従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成15年8月21日開催の第18回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議

決議年月日	平成16年8月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 3名 当社の従業員 888名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成16年8月25日開催の第19回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(二)平成17年8月24日定時株主総会決議

決議年月日	平成17年8月24日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成17年9月28日取締役会決議) 当社の従業員 1,166名 第2回発行分(平成18年3月23日取締役会決議) 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成17年8月24日開催の第20回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

③会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ)平成18年8月29日定時株主総会決議

決議年月日	平成18年8月29日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成18年12月21日取締役会決議) 当社の従業員 1,135名 当社の取締役(社外取締役を除く) 3名 第2回発行分(平成19年9月27日取締役会決議) 当社の取締役(社外取締役を除く) 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ロ)平成19年8月29日定時株主総会決議

決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成19年10月12日取締役会決議) 当社の従業員 1,055名 第2回発行分(平成20年6月27日取締役会決議) 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成19年8月29日開催の第22回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ハ)平成20年8月22日定時株主総会決議

決議年月日	平成20年8月22日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分(平成20年9月30日取締役会決議) 当社の従業員 472名 当社の取締役(社外取締役以外) 3名 当社の社外取締役 2名 第2回発行分(平成20年12月23日取締役会決議) 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(二)平成21年8月27日定時株主総会決議

決議年月日	平成21年8月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 当社の執行役 当社の従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	330,000株を上限とする。(注)1
発行する新株予約権の総数	3,300個を上限とする。(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)3
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日まで
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとする。

- 2 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(注)1に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 3 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

上記に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の承認の直後に、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した新株予約権者(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)に対しては、交付する株式数を次の算式により調整し、この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

また、割当日後、普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整することができるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- 5 その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会または取締役会の決議により委任を受けた執行役の決定に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,199	5,137,930
当期間における取得自己株式	150	547,500

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)2	450	2,245,600	—	—
保有自己株式数	3,592	—	3,742	—

(注) 1 当期間の株式数ならびに処分価額の総額には、平成21年8月1日からこの有価証券報告書提出日までに処分した株式ならびにその価額は含まれておりません。

2 当該処分は会社法第194条第1項の規定に基づく単元未満株主の売渡請求による売り渡しによるものです。

3 当期間における保有自己株式数には、平成21年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の向上により株主価値を高め、株主の皆様に対して高水準の利益配分を継続的に実施していくことを会社の重要な経営課題のひとつとして認識しております。剰余金の配当については、当社の収益状況、事業計画に基づく資金需要、その他経営上必要な内部留保の確保を考慮しつつ、期間収益を株主に対し積極的に還元していくことを当期および今後当面の間における基本方針といたします。剰余金の配当方法については金銭での配当といたします。

自己株式の取得、準備金の額の減少、剰余金のその他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応を検討いたします。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり年間配当金として170円(うち中間配当70円)とさせていただきます。この結果、当期の配当性向は95.0%となります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨ならびに「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成20年12月23日 取締役会決議	8,896	70
平成21年7月29日 取締役会決議	12,708	100

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月
最高(円)	6,190	6,300	5,830	5,490	5,020
最低(円)	4,280	4,070	4,620	4,450	2,995

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月	平成21年4月	平成21年5月
最高(円)	3,990	3,950	3,570	4,020	3,890	3,580
最低(円)	3,550	3,510	2,995	3,000	3,440	3,320

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員会 委員 報酬委員会 委員	遠藤 隆雄	昭和29年1月19日生	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成4年1月 同社社長補佐 平成5年1月 同社営業計画管理担当 平成7年1月 同社MDQ/CIOリエンジニアリング 推進担当 平成8年2月 インターナショナル・ビジネス・ マシーンズ・コーポレーション (IBM) 出向 平成10年1月 同社サービス事業企画担当 平成11年1月 同社サービス事業 製造・流通サ ービス事業部長 平成12年4月 同社理事 製造・流通サービス事 業部長 平成13年3月 同社取締役 インダストリアル・ サービス事業部長 平成14年4月 同社取締役 アジア・パシフィッ ク インダストリアル・サービ ス・セクター担当 平成16年3月 同社常務執行役員 インダストリ アル事業担当 平成18年1月 同社常務執行役員 BTO事業担当 平成19年8月 同社退職 平成20年6月 当社入社 社長執行役員 最高経 営責任者 平成20年6月 オラクル・コーポレーション シ ニア・バイス・プレジデント (現 任) 平成20年8月 当社取締役 代表執行役 社長 最高経営責任者 (現任)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	野坂 茂	昭和28年9月12日生	昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成元年12月 アップルコンピュータ株式会社入社 平成8年3月 アラガン株式会社入社 平成8年11月 日本通信株式会社入社 上席執行役員最高財務責任者 平成14年4月 当社入社 CEO直属バイス・プレジデント財務担当 平成14年6月 当社常務執行役員最高財務責任者ファイナンス本部長 平成14年8月 当社取締役 常務執行役員最高財務責任者ファイナンス本部長 平成14年10月 当社取締役 常務執行役員最高財務責任者ファイナンス・アプリケーションIT担当 平成15年6月 当社取締役 常務執行役員最高財務責任者ファイナンス・アプリケーションIT・インフラ開発統括担当兼ファイナンス本部長 平成16年6月 当社取締役 専務執行役員最高財務責任者ファイナンス・インフラ開発・アプリケーションIT担当兼ファイナンス本部長 平成17年9月 スカイウェイブ株式会社 専務取締役 最高財務責任者 平成17年11月 当社退職 平成19年10月 当社入社 専務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス担当兼IT・総務担当兼ファイナンス本部長 平成19年11月 ミラクル・リナックス株式会社 監査役 平成20年6月 当社 専務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス・ファシリテイ・IT・経営監査統括 平成20年8月 当社取締役 執行役 専務 最高財務責任者 兼 ファイナンス・ファシリテイ・IT・経営監査統括 平成21年6月 当社取締役 執行役 専務 最高財務責任者 管理部門統括(現任)	(注) 2	2

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数 (千株)
社外取締役	監査委員会 委員長 指名委員会 委員 報酬委員会 委員	デレク・エイチ ・ウイリアムズ	昭和19年12月30日生	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・ クリード(UK)入社 昭和44年4月 パーカー・ペン(UK)データ・プロ セシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ(UK)ディレクター 昭和60年12月 ユニソフト(UK)ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーション(UK) リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション バ イス・プレジデント アジア・パ シフィック統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント アジア・パシフィック統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・ プレジデント アジア・パシフィ ック統括 平成13年8月 当社取締役(現任) 平成18年6月 オラクル・コーポレーション チ ェアマン アンド エグゼクティ ブ・バイス・プレジデント アジ ア・パシフィック アンド ジャ パン 平成20年6月 オラクル・コーポレーション エ グゼクティブ・バイス・プレジデ ント ジャパン セールス ア ンド コンサルティング(現任)	(注) 2	—
社外取締役	指名委員会 委員長	ジョン・エル・ ホール	昭和29年10月30日生	昭和52年1月 インターナショナル・ビジネス・ マシーンス・コーポレーション (IBM)入社 平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オ ープンシステム セールス&マー ケティング ディレクター 平成6年10月 オラクル・コーポレーション コ ーポレート・グローバル・アライ アンス・マネジャー 平成8年6月 同社 バイス・プレジデント オ ラクル・アジア・パシフィック・ アライアンス 平成9年3月 同社 マネージング・ディレク ター オラクル・タイランド 平成9年9月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント オラクル・ワールドワ イド・アライアンス 平成11年4月 同社 シニア・バイス・プレジデ ント オラクル・ユニバーシティ (現任) 平成15年8月 当社取締役(現任)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数 (千株)
社外取締役	監査委員会 委員	エリック・ アール・ボール	昭和39年1月3日生	昭和63年3月 エイ・ティー・アンド・ティー・ コーポレーション 入社 平成6年6月 エイブリー・デニソン・コーポレ ーション コーポレート・ファイ ナンス マネジャー 平成9年6月 エイブリー・デニソン・ファスナ ー・ディビジョン(UK)ファイナ ンス ディレクター 平成11年11月 シスコ・システムズ・インク コ ーポレート・ファイナンス ディ レクター アシスタント・トレジ ャラー 平成13年5月 フレクストロニクス・インターナ ショナル・リミテッド アシスタ ント・トレジャラー 平成17年5月 オラクル・コーポレーション バ イス・プレジデント トレジャラ ー(現任) 平成18年8月 当社取締役(現任)	(注) 2	—
社外取締役	報酬委員会 委員長 監査委員会 委員	グレゴリー・ アール・デイヴ イス	昭和29年8月11日生	昭和47年1月 クーパーズアンドライブランド オーストラリア入社 昭和63年10月 オラクル・コーポレーション・オ ーストラリア・ピーティワイ・リ ミテッド ファイナンスマネジャ ー 平成元年6月 同社 ファイナンスディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション ア ジアパシフィック ファイナンス ディレクター 平成8年6月 同社 アジア・パシフィック バ イス・プレジデント ファイナン ス 平成13年6月 同社 アジア・パシフィック ア ンド ジャパン バイス・プレジ デント ファイナンス(現任) 平成17年3月 日本オラクルインフォメーション システムズ株式会社 取締役 平成19年8月 当社取締役(現任)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
社外取締役	監査委員会 委員 指名委員会 委員 報酬委員会 委員	寺澤 正雄	昭和15年8月28日生	昭和39年4月 横河・ヒューレット・パッカード株式会社(現日本ヒューレット・パッカード株式会社)入社 昭和63年1月 同社取締役 平成6年1月 同社常務取締役 平成9年1月 同社代表取締役専務 平成10年11月 同社代表取締役社長 平成14年11月 同社代表取締役会長 平成16年8月 同社代表取締役会長退任 平成17年6月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役(現任) 平成17年9月 当社顧問 平成18年12月 アルバネットワークス株式会社 代表取締役(現任) 平成19年8月 当社取締役(現任)	(注)2	—
社外取締役	監査委員会 委員	中森 真紀子	昭和38年8月18日生	昭和62年4月 日本電信電話株式会社入社 平成3年10月 朝日監査法人入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成9年7月 中森公認会計士事務所 所長(現任) 平成12年8月 当社監査役 平成13年1月 カーティス・インスツルメンツ・パシフィック株式会社 監査役(現任) 平成18年12月 株式会社アイスタイル 監査役(現任) 平成20年8月 当社取締役(現任)	(注)2	—
計						2

- (注) 1 取締役デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ボール、グレゴリー・アール・デイヴィス、寺澤正雄および中森真紀子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	社長 最高経営責任者	遠藤 隆雄	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	—
執行役	専務 最高財務責任者 管理部門統括	野坂 茂	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	2
計						2

- (注) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は継続的に企業価値を高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考え、すべてのステークホルダーに対する経営の責任を果たすべく、日本の法制度等に合致し、さらに親会社であるオラクル・コーポレーションのコーポレート・ガバナンス方針に基づいた体制の整備に努めております。

また、従業員に対しては全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct (倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称：オラクル・コード)」の周知徹底を図り、企業活動遂行上の基本指針としております。

① 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、平成20年8月22日開催の定時株主総会決議をもって、監査役設置会社から委員会設置会社へ移行いたしました。当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制に整えるべく、平成12年に取締役の任期を1年に短縮するとともに執行役員制度を導入し、平成14年には取締役の候補者選定および報酬決定の適正性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置する等の施策を行ってまいりました。委員会設置会社へ移行により、これまでの施策を通じて整えてきた体制をさらに強化し、より高いコーポレート・ガバナンスの確立を目指すことを目的としております。

(イ) 会社の機関の内容

(a) 取締役会

取締役会は、8名の取締役（うち6名は社外取締役）からなり、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、執行役の職務の分掌、その他の重要な経営の意思決定、ならびに執行役等の職務の執行の監督を行っております。

(b) 監査委員会

監査委員会は、監査の基本方針および実施計画の作成ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定しております。同委員会は、5名の社外取締役より構成されております。

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役が受ける報酬等の方針の策定および個人別の報酬等の内容等を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、委員長を含め4名の取締役（うち3名は社外取締役）で構成されております。

(d) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、委員長を含め4名の取締役（うち3名は社外取締役）で構成されております。

(e) 業務執行機関等

執行役 2 名ならびに執行役員（18 名）が担当しております。また、執行役の業務執行を補佐すべく、社長以下重要な組織の長を構成員とする Senior Management Committee（SMC）を設置しております。SMC は原則として毎週 1 回開催し、取締役会の決定した経営基本方針の実行に関する事項および業務執行上の重要事項等につき協議決定を行っております。

また、企業経営または日常の業務執行に際しては、必要の都度弁護士ならびに公認会計士等の専門家からのアドバイスを受け、外部によるチェック機能の充実に努めております。

(ロ) 内部統制システムの整備状況

(a) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要なときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

(b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる執行役を定める。

(c) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 代表執行役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。

(ii) 執行役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

(d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。

(ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。

(iii) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。

(iv) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。

(v) 監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。

- (e) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
 - (ii) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。コンプライアンスに係る内部通報窓口とは別に、取締役会が任命する執行役及び執行役員の不正行為について、監査委員会に通報することができる体制をとる。
 - (iii) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。
 - (iv) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査委員会に報告する。
- (f) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査委員会の職務を補助するため、事務局を置く。
- (g) 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項
- 前号の事務局に属する使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重する。
- (h) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- 執行役および使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。

(ハ) 監査体制

当社は社長直属の内部監査担当部門として経営監査（2名）を設置しております。当該部門は、業務の適法性、妥当性および効率性について公正かつ客観的な立場で検討および評価を行い、監査結果を報告し、これに基づき改善あるいは合理化への助言・提案を行うとともに、その対応状況を適宜確認しております。監査委員会は、経営監査より随時監査に関する報告および説明を受けております。

監査委員会による監査につきましては、監査委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、適法性・妥当性を監査いたします。さらに、会計監査人および経営監査より随時監査に関する報告および説明を受ける等、相互連携強化を図り、監査の強化に努めております。

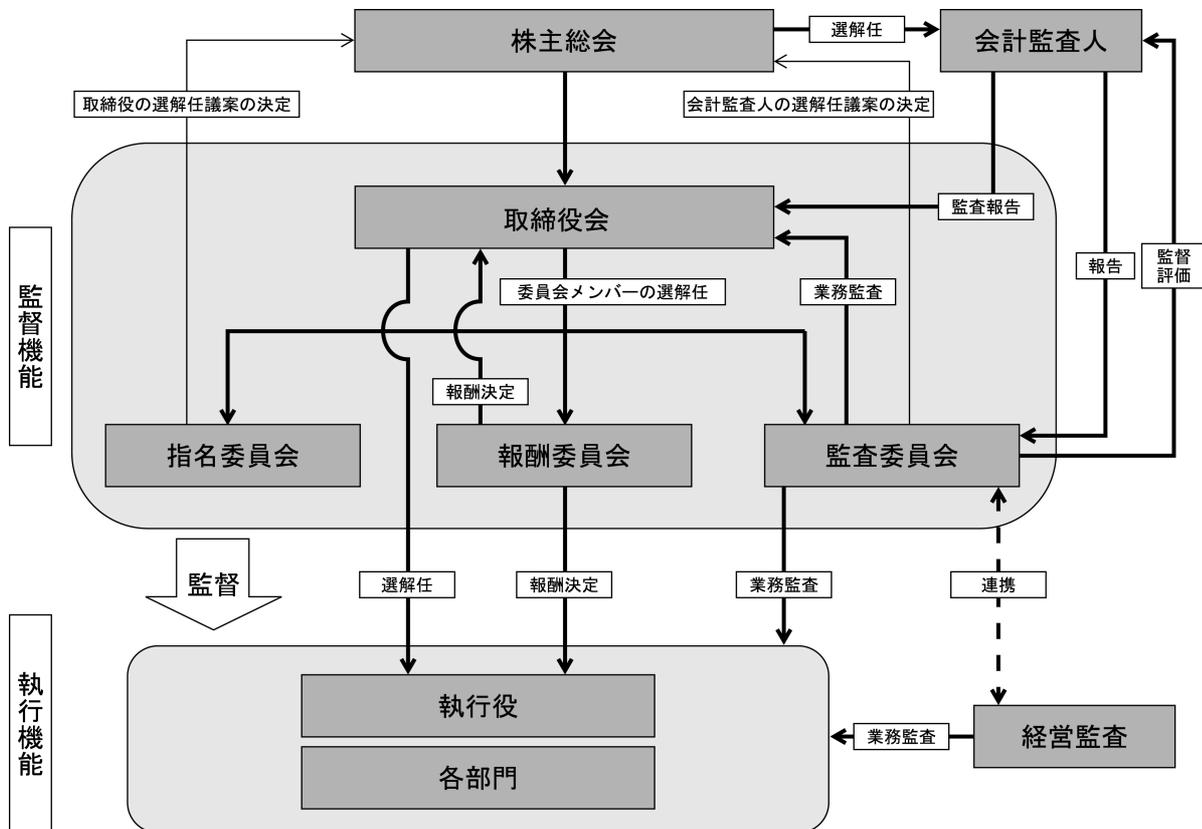
会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、監査契約に基づき年度会計監査および四半期レビューを受けております。会計監査人と当社との間に特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	岸上 恵子	新日本有限責任監査法人
	石黒 一裕	

- (注) 1 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
 2 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
 3 監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、会計士補等4名、その他6名です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりとなります。



(二) 役員報酬

当事業年度（第24期）における取締役および執行役ならびに監査役の報酬等の総額は、次のとおりであります。

区分	支給人員	報酬額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	93百万円 (12百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8百万円 (3百万円)
計	9名 (4名)	101百万円 (16百万円)

- (注) 1 当社は、平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会の決議により、監査役設置会社から委員会設置会社に移行いたしました。この決議に伴い、監査役3名が同総会の終結をもって退任した後は監査役はおりません。また、取締役1名は同総会の終結をもって任期満了により退任し、当事業年度中に取締役1名が辞任により退任しております。なお、当事業年度中に監査役を退任し取締役に就任した1名についての支給人員、報酬額については、監査役就任期間分については監査役の区分に、取締役就任期間分については取締役の区分にそれぞれ含めております。
- 2 上記のほか、取締役4名（うち社外取締役2名）に対するストック・オプションとしての新株予約権の費用12百万円（うち社外取締役分0百万円）が当事業年度に計上されております。
- 3 役員退職慰労金制度はありません。
- 4 当事業年度に係る役員賞与の支払はありません。
- 5 当社の執行役は全員取締役に兼務しており、執行役としての報酬は支払っておりません。

② 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役は6名で、デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は親会社であるオラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏は同社のシニア・バイス・プレジデントを、エリック・アール・ポール氏は同社のバイス・プレジデントを兼務しております。なお、当社とオラクル・コーポレーションとの資本的関係、取引関係については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」および「同 4 関係会社の状況」をご参照ください。

グレゴリー・アール・デイヴィス氏は、オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドに勤務し、米国オラクル・コーポレーションのアジア・パシフィック アンド ジャパン ファイナンス バイス・プレジデントを兼務しております。オラクル・コーポレーション・オーストラリア・ピーティワイ・リミテッドは、当社と同じく米国オラクル・コーポレーションを中心とする企業集団に属しております。

寺澤正雄氏は、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社の社外取締役を兼務しております。同社は、当社のパートナー企業であります。

中森真紀子氏は公認会計士であります。同氏が代表または所属する法人との間に資本、人事、技術、取引等の利害関係はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑥ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策および配当政策の機動的な実行を図るべく定めるものであります。

⑦ 取締役および執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役および執行役（取締役および執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および執行役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度（第23期）		当事業年度（第24期）	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
—	—	56	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の額については、その決定方針に関して特段の規程を定めておりませんが、監査内容および日数などにより妥当性を検討し、事前に監査委員会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年6月1日から平成20年5月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年6月1日から平成21年5月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年6月1日から平成20年5月31日まで）及び当事業年度（平成20年6月1日から平成21年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年5月31日)	当事業年度 (平成21年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,445	17,464
受取手形	527	6
売掛金	16,199	15,302
有価証券	49,456	—
商品及び製品	4	2
前払費用	296	150
繰延税金資産	2,091	1,600
短期貸付金	—	37,015
未収入金	1,267	534
その他	50	72
貸倒引当金	△2	△5
流動資産合計	97,336	72,143
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,141	17,380
減価償却累計額	△748	△892
建物（純額）	392	16,488
工具、器具及び備品	4,581	3,816
減価償却累計額	△3,792	△2,031
工具、器具及び備品（純額）	789	1,785
土地	—	26,057
建設仮勘定	16,769	—
有形固定資産合計	17,951	44,331
無形固定資産		
ソフトウェア	7	65
その他	0	0
無形固定資産合計	7	65
投資その他の資産		
投資有価証券	399	314
関係会社株式	29	—
繰延税金資産	323	245
差入保証金	2,954	1,564
破産更生債権等	5	2
その他	49	43
貸倒引当金	△15	△12
投資その他の資産合計	3,747	2,157
固定資産合計	21,706	46,555
資産合計	119,042	118,699

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年5月31日)	当事業年度 (平成21年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 4,720	4,631
未払金	2,942	3,998
未払法人税等	8,295	7,514
未払消費税等	961	—
前受金	16,051	17,305
預り金	451	207
賞与引当金	1,528	775
役員賞与引当金	30	—
本社移転費用引当金	535	—
その他	372	95
流動負債合計	35,888	34,528
固定負債		
その他	—	91
固定負債合計	—	91
負債合計	35,888	34,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,282	22,290
資本剰余金		
資本準備金	33,720	33,728
資本剰余金合計	33,720	33,728
利益剰余金		
利益準備金	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	25,892	26,647
利益剰余金合計	26,892	27,647
自己株式	△14	△17
株主資本合計	82,880	83,648
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	34	△7
評価・換算差額等合計	34	△7
新株予約権	238	438
純資産合計	83,153	84,079
負債純資産合計	119,042	118,699

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 6月 1日 至 平成20年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月 31日)
売上高		
ソフトウェアプロダクト売上高	47,174	40,540
アップデート・プロダクトサポート売上高	50,263	58,549
サービス売上高	16,674	16,697
売上高合計	114,112	115,788
売上原価		
ソフトウェアプロダクト売上原価	17,289	15,428
アップデート・プロダクトサポート売上原価	20,203	24,243
サービス売上原価	11,703	11,151
売上原価合計	49,195	50,823
売上総利益	64,917	64,964
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	2,040	1,687
業務委託費	3,647	4,019
役員賞与引当金繰入額	29	—
役員報酬	135	101
給料及び手当	9,773	10,215
賞与引当金繰入額	1,081	569
賞与	1,230	1,184
株式報酬費用	118	134
退職給付費用	211	230
福利厚生費	1,634	1,445
採用教育費	567	—
採用費	—	87
教育研修費	—	177
交際費	119	154
旅費及び交通費	858	681
通信費	663	448
消耗品費	547	736
賃借料	1,977	1,737
減価償却費	411	1,107
その他	1,136	1,369
販売費及び一般管理費合計	26,185	26,087
営業利益	38,731	38,877
営業外収益		
受取利息	25	70
有価証券利息	364	118
保険配当金	19	12
その他	44	75
営業外収益合計	454	277

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 6月 1日 至 平成20年 5月31日)	当事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)
営業外費用		
支払利息	0	—
為替差損	45	83
その他	8	39
営業外費用合計	55	123
経常利益	39,130	39,030
特別利益		
前受金取崩益	—	294
本社移転費用引当金戻入額	—	194
役員賞与引当金戻入額	—	18
関係会社株式売却益	—	1
特別利益合計	—	508
特別損失		
事業構造改善費用	※ 66	※ 480
固定資産除却損	—	420
投資有価証券評価損	—	21
投資有価証券売却損	—	1
特別損失合計	66	923
税引前当期純利益	39,063	38,615
法人税、住民税及び事業税	15,827	15,276
法人税等調整額	178	598
法人税等合計	16,005	15,874
当期純利益	23,057	22,740

【売上原価明細書】

A. ソフトウェアプロダクト売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)		当事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費			342 2.0		312 2.0
II ロイヤルティ料			16,947 98.0		15,115 98.0
ソフトウェアプロダクト 売上原価			17,289 100.0		15,428 100.0

B. アップデート・プロダクトサポート売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)		当事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費			1,395 6.9		1,665 6.9
II 外注委託費			341 1.7		252 1.0
III 経費	※		274 1.4		294 1.2
IV ロイヤルティ料			18,191 90.0		22,031 90.9
アップデート・プロダク トサポート売上原価			20,203 100.0		24,243 100.0

(注)

前事業年度 (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)	当事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)
※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 113百万円	※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。 賃借料 83百万円

C. サービス売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)		当事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費		6,927	56.5	7,414	63.5
II 外注委託費		3,468	28.3	2,620	22.4
III 経費	※1	1,863	15.2	1,644	14.1
当期総発生費用		12,259	100.0	11,679	100.0
他勘定振替高	※2	556		527	
サービス売上原価		11,703		11,151	

(注)

前事業年度 (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)		当事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	
※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。		※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
賃借料	518百万円	賃借料	341百万円
旅費及び交通費	499百万円	旅費及び交通費	493百万円
※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。		※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。	
広告宣伝費	149百万円	広告宣伝費	10百万円
教育研修費	87百万円	教育研修費	77百万円
業務委託費	319百万円	業務委託費	439百万円
合計	556百万円	合計	527百万円

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 6月 1日 至 平成20年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	22,214	22,282
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	68	7
当期変動額合計	68	7
当期末残高	22,282	22,290
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	33,652	33,720
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	68	7
当期変動額合計	68	7
当期末残高	33,720	33,728
その他資本剰余金		
前期末残高	0	—
当期変動額		
自己株式の処分	△0	—
当期変動額合計	△0	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
前期末残高	33,652	33,720
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	68	7
自己株式の処分	△0	—
当期変動額合計	68	7
当期末残高	33,720	33,728
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	3,212	1,000
当期変動額		
利益準備金の取崩	△2,212	—
当期変動額合計	△2,212	—
当期末残高	1,000	1,000
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	8	—
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	△8	—
当期変動額合計	△8	—
当期末残高	—	—

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 6 月 1 日 至 平成20年 5 月 31 日)	当事業年度 (自 平成20年 6 月 1 日 至 平成21年 5 月 31 日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	22,213	25,892
当期変動額		
剰余金の配当	△21,599	△21,985
利益準備金の取崩	2,212	—
特別償却積立金の取崩	8	—
当期純利益	23,057	22,740
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	3,679	754
当期末残高	25,892	26,647
利益剰余金合計		
前期末残高	25,434	26,892
当期変動額		
剰余金の配当	△21,599	△21,985
利益準備金の取崩	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—
当期純利益	23,057	22,740
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	1,458	754
当期末残高	26,892	27,647
自己株式		
前期末残高	△9	△14
当期変動額		
自己株式の取得	△6	△5
自己株式の処分	1	2
当期変動額合計	△5	△2
当期末残高	△14	△17
株主資本合計		
前期末残高	81,291	82,880
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	136	15
剰余金の配当	△21,599	△21,985
当期純利益	23,057	22,740
自己株式の取得	△6	△5
自己株式の処分	1	1
当期変動額合計	1,589	767
当期末残高	82,880	83,648
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	106	34
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△72	△41
当期変動額合計	△72	△41
当期末残高	34	△7

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 6 月 1 日 至 平成20年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 6 月 1 日 至 平成21年 5 月31日)
評価・換算差額等合計		
前期末残高	106	34
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△72	△41
当期変動額合計	△72	△41
当期末残高	34	△7
新株予約権		
前期末残高	65	238
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	172	200
当期変動額合計	172	200
当期末残高	238	438
純資産合計		
前期末残高	81,463	83,153
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	136	15
剰余金の配当	△21,599	△21,985
当期純利益	23,057	22,740
自己株式の取得	△6	△5
自己株式の処分	1	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	100	158
当期変動額合計	1,690	925
当期末残高	83,153	84,079

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)	当事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	39,063	38,615
減価償却費	505	1,324
株式報酬費用	172	200
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△10	△752
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△42	△30
本社移転費用引当金の増減額 (△は減少)	—	△341
受取利息及び受取配当金	△399	△201
支払利息	0	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	1
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	21
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△1
固定資産除売却損益 (△は益)	2	434
本社移転費用引当金戻入額	—	△194
売上債権の増減額 (△は増加)	△399	1,418
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△0	1
未収入金の増減額 (△は増加)	△877	732
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△34	171
仕入債務の増減額 (△は減少)	△135	△89
未払金の増減額 (△は減少)	329	1,056
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△387	△961
前受金の増減額 (△は減少)	1,313	1,253
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	314	△521
その他	△12	9
小計	39,410	42,147
利息及び配当金の受取額	49	78
利息の支払額	△0	—
法人税等の支払額	△16,643	△16,057
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,815	26,169

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 6月 1日 至 平成20年 5月31日)	当事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△97,343	△29,965
有価証券の償還による収入	113,500	63,500
有形固定資産の取得による支出	△1,812	△28,132
無形固定資産の取得による支出	△0	△71
投資有価証券の売却による収入	—	3
関係会社株式の売却による収入	—	20
短期貸付けによる支出	—	△25,515
差入保証金の差入による支出	△144	△914
差入保証金の回収による収入	2	2,304
その他	—	91
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,202	△18,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	136	15
自己株式の取得による支出	△6	△5
自己株式の売却による収入	1	1
配当金の支払額	△21,607	△21,978
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,477	△21,966
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,541	△14,478
現金及び現金同等物の期首残高	16,401	31,942
現金及び現金同等物の期末残高	※1 31,942	※1 17,464

【重要な会計方針】

項目	前事業年度（第23期） （自 平成19年 6月 1日 至 平成20年 5月 31日）	当事業年度（第24期） （自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月 31日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） ②時価のないもの 株式：移動平均法による原価法 債券：償却原価法	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 同左 ②時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品及び製品 月別総平均法に基づく原価法	通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 商品及び製品 月別総平均法
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 ①建物 定率法 ②工具、器具及び備品 イ. コンピュータハードウェア 定額法 ロ. その他 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 ①建物 8年～15年 ②工具、器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ. サーバー 3年 ハ. その他 5年～8年 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産（コンピュータハードウェアを除く）については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。	(1) 有形固定資産 ①建物 定額法 ②工具、器具及び備品 イ. コンピュータハードウェア 同左 ロ. その他 定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 ①建物 5年～38年 ②工具、器具及び備品 イ. パーソナルコンピュータ 2年 ロ. サーバー 3年 ハ. その他 5年～15年 （追加情報） 当期より取得いたしました自社建物及び関連附属設備等につきましては定額法を採用することとしました。 (2) 無形固定資産 同左

項目	前事業年度（第23期） （自 平成19年 6月 1日 至 平成20年 5月31日）	当事業年度（第24期） （自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日）
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(4) 本社移転費用引当金 平成20年(第24期)における新本社ビルへの移転に伴い発生する、賃借ビルの原状回復工事費用を見積もって計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <hr/>
5 収益の計上基準	コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。	同左
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

【会計方針の変更】

前事業年度（第23期） （自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日）	当事業年度（第24期） （自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）
	<p>（減価償却の方法）</p> <p>有形固定資産（コンピュータ類を除く）の減価償却方法については、従来、定率法によっておりましたが、当期より定額法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、自社建物を取得し本社移転したことに伴い、減価償却方法の見直しを行った結果、変更後の減価償却方法による方が、安定的に収益を稼得するアップデート・プロダクトサポート売上が年々増加し全売上に占める割合が高まっている事業環境下において、費用収益をより合理的に対応させることになると判断し、行ったものであります。この変更による影響額は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度（第23期） （自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日）	当事業年度（第24期） （自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）
<p>（損益計算書）</p> <p>前期まで区分掲記しておりました「旅費交通費還付金」（当期9百万円）は、金額的重要性がなくなったため、当期より営業外収益の「その他」に含めて表示することとしました。</p>	<p>（損益計算書）</p> <p>前期まで「採用教育費」として一括掲記しておりましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、当期より「教育研修費」と「採用費」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前期の「採用教育費」に含まれている「教育研修費」の金額は195百万円、「採用費」の金額は372百万円であります。</p>

【注記事項】

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

前事業年度（第23期） （自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日）	当事業年度（第24期） （自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）
<p>※ 「事業構造改善費用」はソフトウェアプロダクト部門の組織改革にともなう従業員臨時退職金の費用であります。</p>	<p>※ 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金、賃借オフィスの撤退に伴う原状回復工事費用等であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(第23期) (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式(注)	127,052	35	—	127,087
自己株式 普通株式	1	1	0	2

(注) 発行済株式数の増加35千株は新株予約権行使によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当期末残高 (百万円)
			前期末	当期増加	当期減少	当期末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	238
合計		—	—	—	—	—	238

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年7月30日 取締役会	普通株式	12,705	100	平成19年5月31日	平成19年8月30日
平成19年12月21日 取締役会	普通株式	8,894	70	平成19年11月30日	平成20年2月12日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年7月25日 取締役会	普通株式	13,089	利益剰余金	103	平成20年5月31日	平成20年8月25日

当事業年度（第24期）（自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式(注)	127,087	4	—	127,091
自己株式 普通株式	2	1	0	3

(注) 発行済株式数の増加4千株は新株予約権行使によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当期末残高 (百万円)
			前期末	当期増加	当期減少	当期末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	438
合計		—	—	—	—	—	438

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年7月25日 取締役会	普通株式	13,089	103	平成20年5月31日	平成20年8月25日
平成20年12月23日 取締役会	普通株式	8,896	70	平成20年11月30日	平成21年2月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年7月29日 取締役会	普通株式	12,708	利益剰余金	100	平成21年5月31日	平成21年8月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (第23期) (自 平成19年 6月 1日 至 平成20年 5月 31日)	当事業年度 (第24期) (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月 31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年 5月 31日現在) 現金及び預金勘定 27,445百万円 有価証券勘定 49,456百万円 取得日から償還日までの 期間が3ヶ月を超える債券 Δ 44,959百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 31,942百万円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年 5月 31日現在) 現金及び預金勘定 17,464百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 17,464百万円
※2.	※2. 重要な非資金取引の内容 当期において、オラクル・コーポレーション (当社の親会社) の子会社であるOracle USA, Inc. に対し、短期貸付け (37,015百万円) を行っております。なお、このうち11,499百万円については、有価証券をOracle USA, Inc. に売却し、当該売却代金を直接貸付けに充てております。

(リース取引関係)

前事業年度 (第23期) (自 平成19年 6月 1日 至 平成20年 5月 31日)	当事業年度 (第24期) (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月 31日)
オペレーティング・リース取引 未経過リース料 (借主側) 1年内 3百万円 1年超 2百万円 <hr/> 合計 6百万円	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料 1年内 1,044百万円 1年超 3,395百万円 <hr/> 合計 4,440百万円

(有価証券関係)

前事業年度(第23期) (平成20年5月31日現在)

1 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	120	178	58
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	120	178	58
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		120	178	58

3 当期中に売却したその他有価証券(自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)

該当事項はありません。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
コマーシャルペーパー	49,456
非上場株式	220

5 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	49,500	—	—	—
合計	49,500	—	—	—

当事業年度（第24期）（平成21年5月31日現在）

1 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	21	48	27
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	21	48	27
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	99	59	△39
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	99	59	△39
合計		120	108	△12

3 当期中に売却したその他有価証券(自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	206

(注) 当期において時価のない株式（非上場株式）について、減損処理（21百万円）を行っております。

5 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（第23期） （自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日）	当事業年度（第24期） （自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度（第23期）（平成20年5月31日現在）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月より確定拠出年金制度を採用しております。

2 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額は307百万円であります。

当事業年度（第24期）（平成21年5月31日現在）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月より確定拠出年金制度を採用しております。

2 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額は416百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(第23期)(自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)

1 スtock・オプションにかかる当期における費用計上額及び科目名

売上原価 53百万円

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 118百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社従業員 1,281名	当社取締役 9名 当社従業員 1,410名
ストック・オプション数(注)	普通株式 750,000株	普通株式 400,000株
付与日	平成11年10月1日	平成12年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成11年10月1日)以降、権利確定日(平成13年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成11年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成14年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成11年10月1日から平成13年9月30日まで ②平成11年10月1日から平成15年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成12年10月1日から平成14年9月30日まで ②平成12年10月1日から平成16年9月30日まで
権利行使期間	平成13年10月1日から平成21年8月25日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成14年10月1日から平成22年8月24日まで 同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社従業員 1,564名	当社取締役 6名 当社従業員 1,553名
ストック・オプション数(注)	普通株式 499,700株	普通株式 492,400株
付与日	平成13年10月1日	平成14年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成13年10月1日から平成15年9月30日まで ②平成13年10月1日から平成17年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成14年10月1日から平成16年9月30日まで ②平成14年10月1日から平成18年9月30日まで
権利行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成15年第1回 ストック・オプション	平成15年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 1,400名	当社従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 334,300株	普通株式 1,500株
付与日	平成15年10月1日	平成16年1月9日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成16年1月9日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年1月9日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成15年10月1日から平成17年9月30日まで ②平成15年10月1日から平成19年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成16年1月9日から平成17年9月30日まで ②平成16年1月9日から平成19年9月30日まで
権利行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで 同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 888名	当社従業員 1,166名
ストック・オプション数(注)	普通株式 336,300株	普通株式 326,000株
付与日	平成16年10月1日	平成17年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成20年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成16年10月1日から平成18年9月30日まで ②平成16年10月1日から平成20年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成17年10月1日から平成19年9月30日まで ②平成17年10月1日から平成21年9月30日まで
権利行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで 同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成17年第2回 ストック・オプション	平成18年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社従業員 1,135名
ストック・オプション数(注)	普通株式 3,000株	普通株式 283,600株
付与日	平成18年3月23日	平成18年12月25日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成18年3月23日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成18年3月23日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成20年12月25日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成22年12月25日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年3月23日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成18年3月23日から平成21年9月30日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年12月25日から平成20年12月25日まで</p> <p>②平成18年12月25日から平成22年12月25日まで</p>
権利行使期間	<p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成20年12月25日から平成28年8月29日まで</p> <p>同左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年第2回 ストック・オプション	平成19年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名	当社取締役 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 28,000株	普通株式 15,000株
付与日	平成19年1月9日	平成19年10月15日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成19年1月9日)以降、権利確定日(平成21年1月9日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成19年1月9日)以降、権利確定日(平成23年1月9日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成21年10月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年1月9日から平成21年1月9日まで</p> <p>②平成19年1月9日から平成23年1月9日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年10月15日から平成21年10月15日まで</p> <p>②平成19年10月15日から平成23年10月15日まで</p>
権利行使期間	<p>平成21年1月9日から平成28年8月29日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年10月15日から平成28年8月29日まで</p> <p>同左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成19年第2回 ストック・オプション	
付与対象者の区分及び数	当社従業員 984名
ストック・オプション数(注)	普通株式 280,100株
付与日	平成19年10月15日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成21年10月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年10月15日から平成21年10月15日まで</p> <p>②平成19年10月15日から平成23年10月15日まで</p>
権利行使期間	<p>平成21年10月15日から平成29年8月29日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当期において存在したストック・オプションを対象として、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前期末	261,750	205,800	278,600	253,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	34,800
失効	17,700	13,600	23,000	4,500
未行使残	244,050	192,200	255,600	213,800
	平成15年第1回 ストック・オプション	平成15年第2回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	79,200	200	107,700	278,900
付与	—	—	—	—
失効	8,900	—	19,900	7,900
権利確定	70,300	200	—	177,200
未確定残	—	—	87,800	93,800
権利確定後 (株)				
前期末	157,800	300	144,300	—
権利確定	70,300	200	—	177,200
権利行使	—	—	—	300
失効	14,500	500	20,900	29,500
未行使残	213,600	—	123,400	147,400
	平成17年第2回 ストック・オプション	平成18年第1回 ストック・オプション	平成18年第2回 ストック・オプション	平成19年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	3,000	278,700	28,000	—
付与	—	—	—	15,000
失効	—	26,600	20,000	—
権利確定	1,500	—	—	—
未確定残	1,500	252,100	8,000	15,000
権利確定後 (株)				
前期末	—	—	—	—
権利確定	1,500	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	1,500	—	—	—

	平成19年第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前期末	—
付与	280,100
失効	13,400
権利確定	—
未確定残	266,700
権利確定後 (株)	
前期末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

		平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	11,132	28,205
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	11,780	3,870
行使時平均株価	(円)	—	5,116
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成15年第1回 ストック・オプション	平成15年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,931	6,420
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,583	5,000
行使時平均株価	(円)	—	5,217
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成17年第2回 ストック・オプション	平成18年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,760	5,490
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	1,732

		平成18年第2回 ストック・オプション	平成19年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,610	5,240
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	1,782	1,456

		平成19年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,240
行使時平均株価	(円)	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	1,485

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当期において付与された平成19年第1回及び第2回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

		平成19年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	39.6%	39.6%
予想残存期間	(注) 2	5.9年	6.4年
予想配当利回り	(注) 3	3.13%	3.13%
無リスク利子率	(注) 4	1.23%	1.23%

(注) 1 以下の期間の株価実績に基づき算定しております。

6年間(平成13年10月から平成19年10月まで)

- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとして見積もっております。
- 3 前期(第22期)の配当実績によっております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（第24期）（自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）

1 ストック・オプションにかかる当期における費用計上額及び科目名

売上原価 66百万円
販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 134百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社従業員 1,281名	当社取締役 9名 当社従業員 1,410名
ストック・オプション数(注)	普通株式 750,000株	普通株式 400,000株
付与日	平成11年10月1日	平成12年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成11年10月1日)以降、権利確定日(平成13年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成11年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成14年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成12年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成11年10月1日から平成13年9月30日まで ②平成11年10月1日から平成15年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成12年10月1日から平成14年9月30日まで ②平成12年10月1日から平成16年9月30日まで
権利行使期間	平成13年10月1日から平成21年8月25日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成14年10月1日から平成22年8月24日まで 同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社従業員 1,564名	当社取締役 6名 当社従業員 1,553名
ストック・オプション数(注)	普通株式 499,700株	普通株式 492,400株
付与日	平成13年10月1日	平成14年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成15年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成13年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成16年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成14年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成13年10月1日から平成15年9月30日まで ②平成13年10月1日から平成17年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成14年10月1日から平成16年9月30日まで ②平成14年10月1日から平成18年9月30日まで
権利行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成15年第1回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 1,400名	当社取締役 3名 当社従業員 888名
ストック・オプション数(注)	普通株式 334,300株	普通株式 336,300株
付与日	平成15年10月1日	平成16年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成17年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成15年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成18年9月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成20年9月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成15年10月1日から平成17年9月30日まで ②平成15年10月1日から平成19年9月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成16年10月1日から平成18年9月30日まで ②平成16年10月1日から平成20年9月30日まで
権利行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで 同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成17年第1回 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1,166名	当社従業員 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式 326,000株	普通株式 3,000株
付与日	平成17年10月1日	平成18年3月23日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成18年3月23日)以降、権利確定日(平成19年9月30日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成18年3月23日)以降、権利確定日(平成21年9月30日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成17年10月1日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成17年10月1日から平成21年9月30日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年3月23日から平成19年9月30日まで</p> <p>②平成18年3月23日から平成21年9月30日まで</p>
権利行使期間	<p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成19年10月1日から平成27年8月24日まで</p> <p>同左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年第1回 ストック・オプション	平成18年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1,135名	当社取締役 3名
ストック・オプション数(注)	普通株式 283,600株	普通株式 28,000株
付与日	平成18年12月25日	平成19年1月9日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成20年12月25日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成22年12月25日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成19年1月9日)以降、権利確定日(平成21年1月9日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成19年1月9日)以降、権利確定日(平成23年1月9日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成18年12月25日から平成20年12月25日まで</p> <p>②平成18年12月25日から平成22年12月25日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年1月9日から平成21年1月9日まで</p> <p>②平成19年1月9日から平成23年1月9日まで</p>
権利行使期間	<p>平成20年12月25日から平成28年8月29日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年1月9日から平成28年8月29日まで</p> <p>同左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名	当社従業員 984名
ストック・オプション数(注)	普通株式 15,000株	普通株式 280,100株
付与日	平成19年10月15日	平成19年10月15日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成21年10月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成21年10月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>②付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年10月15日から平成21年10月15日まで</p> <p>②平成19年10月15日から平成23年10月15日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成19年10月15日から平成21年10月15日まで</p> <p>②平成19年10月15日から平成23年10月15日まで</p>
権利行使期間	<p>平成21年10月15日から平成28年8月29日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年10月15日から平成29年8月29日まで</p> <p>同左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員(注) 1 1名	当社取締役(注) 2 5名 当社従業員 472名
ストック・オプション数(注) 3	普通株式 34,000株	普通株式 311,600株
付与日	平成20年6月30日	平成20年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成20年6月30日)以降、権利確定日(平成22年6月30日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成20年6月30日)以降、権利確定日(平成24年6月30日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成22年10月15日)まで継続して勤務していること。 ②付与日(平成20年10月15日)以降、権利確定日(平成24年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成20年6月30日から平成22年6月30日まで ②平成20年6月30日から平成24年6月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ①平成20年10月15日から平成22年10月15日まで ②平成20年10月15日から平成24年10月15日まで
権利行使期間	平成22年6月30日から平成29年8月29日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成22年10月15日から平成30年9月30日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(注) 1 平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会において、取締役兼務執行役に就任いたしました。

2 執行役兼務者3名を含んでおります。

3 株式数に換算して記載しております。

平成20年第2回 ストック・オプション	
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名
ストック・オプション数(注)	普通株式 5,000株
付与日	平成21年1月15日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成23年1月15日)まで継続して勤務していること</p> <p>②付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成25年1月15日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>①平成21年1月15日から平成23年1月15日まで</p> <p>②平成21年1月15日から平成25年1月15日まで</p>
権利行使期間	<p>平成23年1月15日から平成30年12月23日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当期において存在したストック・オプションを対象として、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前期末	244,050	192,200	255,600	213,800
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	4,000
失効	47,100	46,100	51,000	42,500
未行使残	196,950	146,100	204,600	167,300
	平成15年第1回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	—	87,800	93,800	1,500
付与	—	—	—	—
失効	—	2,300	6,100	—
権利確定	—	85,500	—	—
未確定残	—	—	87,700	1,500
権利確定後 (株)				
前期末	213,600	123,400	147,400	1,500
権利確定	—	85,500	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	28,100	23,100	11,700	—
未行使残	185,500	185,800	135,700	1,500
	平成18年第1回 ストック・オプション	平成18年第2回 ストック・オプション	平成19年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	252,100	8,000	15,000	266,700
付与	—	—	—	—
失効	16,500	8,000	15,000	23,200
権利確定	157,500	—	—	—
未確定残	78,100	—	—	243,500
権利確定後 (株)				
前期末	—	—	—	—
権利確定	157,500	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	10,600	—	—	—
未行使残	146,900	—	—	—

	平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前期末	—	—	—
付与	34,000	311,600	5,000
失効	—	20,500	—
権利確定	—	—	—
未確定残	34,000	291,100	5,000
権利確定後 (株)			
前期末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

②単価情報

		平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	11,132	28,205
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成13年 ストック・オプション	平成14年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	11,780	3,870
行使時平均株価	(円)	—	4,445
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成15年第1回 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,931	5,583
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成17年第1回 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,000	5,760
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	—	—

		平成18年第1回 ストック・オプション	平成18年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,490	5,610
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	1,732	1,782

		平成19年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,240	5,240
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	1,456	1,485

		平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	4,679	4,787
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	893	736

		平成20年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	3,819
行使時平均株価	(円)	—
公正な評価単価(付与日)	(円)	650

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成19年第3回、平成20年第1回及び第2回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

		平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	35.8%	34.9%	34.6%
予想残存期間	(注) 2	6.1年	6.5年	6.5年
予想配当利回り	(注) 3	4.00%	4.21%	4.75%
無リスク利子率	(注) 4	1.19%	1.17%	0.70%

(注) 1 予想残存期間に対応する期間の過去株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとして見積もっております。

3 前事業年度(第23期)の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度(第23期) (平成20年5月31日現在)		当事業年度(第24期) (平成21年5月31日現在)	
(流動の部)		(流動の部)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金	237百万円	未払金	254百万円
未払事業税	640百万円	未払事業税	579百万円
前受金	271百万円	前受金	278百万円
賞与引当金	621百万円	賞与引当金	315百万円
本社移転費用引当金	217百万円	その他	171百万円
その他	102百万円	繰延税金資産合計	1,600百万円
繰延税金資産合計	2,091百万円		
(固定の部)		(固定の部)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
減価償却費超過額	187百万円	減価償却費超過額	133百万円
投資有価証券評価損	63百万円	投資有価証券評価損	53百万円
その他	96百万円	その他	59百万円
繰延税金資産合計	347百万円	繰延税金資産合計	245百万円
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	△23百万円		
繰延税金負債合計	△23百万円		
繰延税金資産の純額	323百万円		

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前期及び当期における当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(第23期) (自平成19年6月1日 至平成20年5月31日)	当事業年度(第24期) (自平成20年6月1日 至平成21年5月31日)
該当事項はありません。	同左

【関連当事者情報】

前事業年度(第23期) (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Oracle USA, Inc. (注) 1	米国カリフォルニア州	0千米ドル	ソフトウェアプロダクトの開発・販売及びこれらに付随するサービスの提供	—	兼任なし	オラクルグループ会社間取引の資金決済	オラクルグループ会社間取引の資金決済	3,479	買掛金	1,273
親会社の子会社	オラクル・インターナショナル・コーポレーション (注) 2	米国カリフォルニア州	—	知的財産権の保有・管理	—	兼任なし	販売代理店契約の締結	ロイヤルティ料の支払	31,313	買掛金	3,242

- (注) 1. オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle USA, Inc. の口座を通じて決済されております。上記の取引金額は決済金額であり、その主なものは、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（親会社の子会社）に対する支払ロイヤルティであります。なお、当該ロイヤルティの料率については、オラクル・コーポレーションと当社を含むグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
2. ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

当事業年度（第24期）（自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	Oracle USA, Inc.	米国カリフォルニア州	0千ドル	ソフトウェアプロダクトの開発・販売及びこれらに付随するサービスの提供	—	オラクルグループ会社間取引の資金決済及び資金貸付け	資金貸付け (注) 1	37,015	短期貸付金	37,015
							オラクルグループ会社間取引の資金決済 (注) 2	8,503	買掛金	1,846
								10,839	未払金	1,530
同一の親会社を持つ会社	オラクル・インターナショナル・コーポレーション	米国カリフォルニア州	0千ドル	知的財産権の保有・管理	—	販売代理店契約の締結	ロイヤルティ料の支払 (注) 3	28,228	買掛金	2,734

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle USA, Inc.の口座を通じて決済されております。上記買掛金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額8,943百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。また、上記未払金における取引金額は決済金額であり、その主な内容はグループ会社間の立替経費等の精算であります。
- ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社(米国ナスダック証券取引所)であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の子会社であります。

「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度(第23期) (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)	当事業年度(第24期) (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)
1株当たり純資産額	652.44円	658.13円
1株当たり当期純利益金額	181.47円	178.94円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	181.39円	178.93円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度(第23期) (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)	当事業年度(第24期) (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	23,057	22,740
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	23,057	22,740
普通株式の期中平均株式数(株)	127,063,203	127,087,549
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	52,512	5,684
(うち新株予約権(株))	(52,512)	(5,684)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権8種類(新株予約権の数12,108個)</p> <p>新株引受権3種類(新株引受権の株式の数691,850株)</p> <p>これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権11種類(新株予約権の数13,963個)</p> <p>新株引受権3種類(新株引受権の株式の数547,650株)</p> <p>これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前事業年度（第23期） （自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日）	当事業年度（第24期） （自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）
<p>販売契約及び出向受入契約締結の件</p> <p>平成20年6月27日開催の取締役会の決議に基づき、日本BEAシステムズ株式会社（オラクル・コーポレーションが買収した米国BEA Systems, Inc. の日本法人）と販売契約及び出向受入契約を締結しました。これにより、従来、同社が取扱っていた製品の販売を、平成20年7月1日より当社で開始するとともに、当該製品の取引窓口の当社への一元化を進めており、同日付で出向社員約100名を受入れております。</p>	

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)ユーフィット	8,000	84
		新日鉄ソリューションズ(株)	45,600	59
		(株)ワイ・ディ・シー	150	52
		パナソニック電気インフォメーションシステムズ(株)	24,000	41
		(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	564	27
		リバンスネット(株)	400	20
		ミラクル・リナックス(株)	1,468	10
		その他(4銘柄)	1,330	18
		計	81,512	314

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,141	17,118	879	17,380	892	732	16,488
工具、器具及び備品	4,581	1,718	2,483	3,816	2,031	580	1,785
土地	—	26,057	—	26,057	—	—	26,057
建設仮勘定	16,769	25,567	42,337	—	—	—	—
有形固定資産計	22,491	70,462	45,699	47,255	2,923	1,312	44,331
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	123	57	11	65
その他	—	—	—	0	0	0	0
無形固定資産計	—	—	—	124	58	11	65

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、以下の本社ビル関連の資産取得によるものです。

 建物 17,108 百万円

 工具、器具及び備品 1,193 百万円

 土地 26,057 百万円

 建設仮勘定 25,567 百万円 (本社ビル竣工後に、各資産科目への振替を行っております。)

2 当期減少額のうち主なものは、以下の本社ビル移転に伴う、旧賃借オフィスにかかる除却によるものです。

 工具、器具及び備品 1,772 百万円

3 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	17	5	2	2	17
賞与引当金	1,528	775	1,528	—	775
役員賞与引当金	30	—	11	18	—
本社移転費用引当金	535	—	341	194	—

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替等による戻入額であります。

2 役員賞与引当金の当期減少額(その他)は、戻入れによるものであります。

3 本社移転費用引当金の当期減少額(その他)は、費用確定額と引当額の差額を取り崩したものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	
当座預金	1,045
普通預金	16,338
別段預金	79
合計	17,464

2) 受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
本田技研工業㈱	6
合計	6

(ロ)期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成21年6月	—
7月	6
合計	6

3) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
日本電気(株)	2,338
富士通(株)	2,236
オムロン(株)	833
Oracle USA, Inc.	622
新日鉄ソリューションズ(株)	582
その他	8,688
合計	15,302

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
16,199	121,436	122,333	15,302	88.9	47.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

4) 商品及び製品

品目	金額(百万円)
研修テキスト	2
合計	2

5) 短期貸付金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
Oracle USA, Inc.	37,015
合計	37,015

② 負債の部

1) 買掛金

相手先	金額(百万円)
オラクル・インターナショナル・コーポレーション	2,734
Oracle USA, Inc.	1,846
(株)オーヂス総研	21
(株)シーイーシー	18
(株)ユー・エス・イー	11
合計	4,631

2) 未払法人税等

区分	金額(百万円)
未払法人税	5,046
未払住民税	1,043
未払事業税	1,425
合計	7,514

3) 前受金

相手先	金額(百万円)
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	2,031
NSSLCサービス(株)	1,550
富士通(株)	961
(株)アシスト	684
新日鉄ソリューションズ(株)	619
その他	11,456
合計	17,305

(3) 【その他】

当事業年度における各四半期会計期間に係る売上高等

	第1四半期 自平成20年6月1日 至平成20年8月31日	第2四半期 自平成20年9月1日 至平成20年11月30日	第3四半期 自平成20年12月1日 至平成21年2月28日	第4四半期 自平成21年3月1日 至平成21年5月31日
売上高 (百万円)	27,700	30,288	27,573	30,225
税引前 四半期純利益金額 (百万円)	8,183	9,445	10,207	10,778
四半期純利益金額 (百万円)	4,817	5,549	6,020	6,353
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	37.91	43.67	47.37	49.99

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.oracle.co.jp/corp/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利および請求を行う権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集新株の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利および請求を行う権利

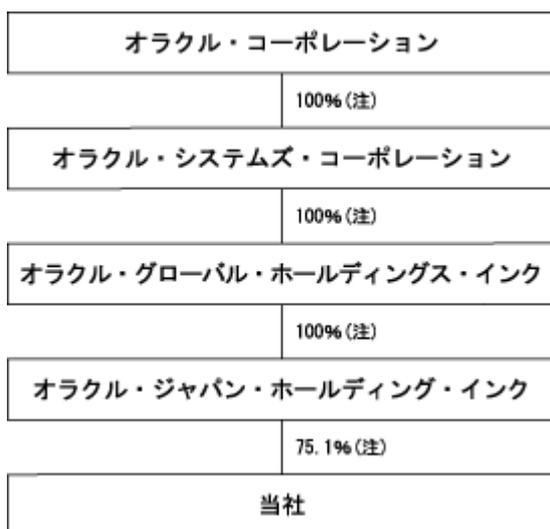
第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社(米国ナスダック証券取引所)であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の子会社であります。

「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。なお、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、平成21年8月18日付にて親会社等状況報告書を提出しております。

[当社と親会社等との系統図]



(注) 上記の割合には、間接所有を含みます。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

平成20年8月27日 関東財務局長に提出

事業年度(第23期) (自 平成19年6月1日 至 平成20年5月31日)

(2) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第24期第1四半期報告書(自 平成20年6月1日 至 平成20年8月31日) 平成20年10月14日 関東財務局長に提出

第24期第2四半期報告書(自 平成20年9月1日 至 平成20年11月30日) 平成21年1月13日 関東財務局長に提出

第24期第3四半期報告書(自 平成20年12月1日 至 平成21年2月28日) 平成21年4月13日 関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年6月30日 関東財務局長に提出

平成19年8月30日に提出した有価証券報告書の訂正報告書であります。

平成21年4月15日 関東財務局長に提出

平成18年8月30日、平成19年8月30日、平成20年8月27日に提出した有価証券報告書の訂正報告書であります。

(4) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年5月12日 関東財務局長に提出

平成20年10月14日に提出した四半期報告書の訂正報告書、訂正報告書の確認書であります。

(5) 臨時報告書

平成21年1月9日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

平成20年10月8日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

平成20年7月7日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

平成21年1月23日 関東財務局長に提出

平成21年1月9日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

平成20年10月23日 関東財務局長に提出

平成20年10月8日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 8 月22日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太 田 恵 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成20年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年8月27日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 上 恵 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本オラクル株式会社の平成21年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本オラクル株式会社が平成21年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月28日

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠 藤 隆 雄

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野 坂 茂

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役 社長 最高経営責任者である遠藤隆雄及び執行役 専務 最高財務責任者である野坂茂は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年5月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を与える内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる売上高及び売掛金にかかる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業及び業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成21年5月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月28日

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤隆雄および当社執行役 専務 最高財務責任者 野坂茂は、当社の第24期（自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。